

第4章

静岡県「交流籍」を活用した交流及び共同学習 ガイドブックの内容充実

I. 背景と目的

II. 方法

III. インタビュー調査

IV. インタビュー調査等のガイドブックへの反映

V. 考察

章末資料

①インタビュー質問項目

②インタビュー説明文

③修正版「交流籍」を活用した交流及び共同学習ガイドブック（案）

I. 背景と目的

静岡県は平成 28 年 4 月に「静岡県における共生社会の構築を推進するための特別支援教育の在り方について—『共生・共育』を目指して—」を策定した。その中の「特別支援学校における特別支援教育」では、「交流及び共同学習」の推進の項目において、「居住する地域の小・中学校に特別支援学校に通う児童生徒の『副次的な籍』を置く」ことを明記している。「副次的な籍」の全県実施を見据え、静岡県教育委員会は、平成 28 年度及び平成 29 年度に、国立特別支援教育総合研究所の地域実践研究「交流及び共同学習の推進に関する研究」に参画した。平成 28 年度は、県内の国立・県立特別支援学校全校から、居住地校交流、学校間交流の実施状況等の詳細なデータを得ることができた。平成 29 年度は、居住地校交流に関して、特別支援学校に在籍する子どもと、地域の小・中学校に在籍する子どもの双方が、実施してよかったと思える居住地校交流の実施には、担任等が適切な視点をもって、計画、実施する必要があることがわかった。また、適切な視点を「交流及び共同学習についてのチェックリスト」としてまとめた。静岡県教育委員会は「副次的な籍」を「交流籍」と称し、これまでの研究成果を参考に、平成 29 年度から 2 年間の「『交流籍』を活用した交流及び共同学習のモデル的取組」を経て、平成 31 年度（令和元年度）より「『交流籍』を活用した交流及び共同学習」が全県で始まった。「交流籍」全県実施の開始に伴い、取組を周知するために「『交流籍』を活用した交流及び共同学習ガイドブック」（以下、ガイドブックという）を発行した。ガイドブックは、「交流籍」の取組について、実践を積み重ねながら必要に応じて、追記・修正をしていくことを前提としている。平成 31 年度（令和元年度）末、静岡県教育委員会は、県内の特別支援学校の特別支援教育コーディネーターに、「『交流籍』を活用した交流及び共同学習」の調査を行った。その結果、「居住地校交流のねらいを達成するための具体的実践を知りたい」「交流籍校への理解啓発を充実したい」「負担軽減を考えた学校間の連携方法を知りたい」等のニーズがあることがわかった。「『交流籍』を活用した交流及び共同学習」のさらなる発展のための課題が挙げられた。本課題の解決に向け、静岡県教育委員会では、具体的なエピソードを取り入れるなどして、ガイドブックに追記、修正していくという方針を立てた。

そこで、本章では、静岡県教育委員会と連携して、「『交流籍』を活用した交流及び共同学習」について、実際の取組から、各関係機関の役割と連携、充実した取組のための工夫や課題など、現場の教師から情報収集する。その後、「『交流籍』を活用した交流及び共同学習」の意義や好事例を整理し、静岡県が発行しているガイドブックに反映し、その内容充実を図ることを目的とした。

なお、静岡県の「『交流籍』を活用した交流及び共同学習」は、具体的には特別支援学校の児童生徒が副次的な籍のある地域の小・中学校で交流及び共同学習を行う居住地校交流のことを指す。そのため、本章では便宜上、「居住地校交流」も用いている。

Ⅱ．方法

本章は、2つの取組で構成している。以下、本章の取組の全体構成について、図4－1に示す。

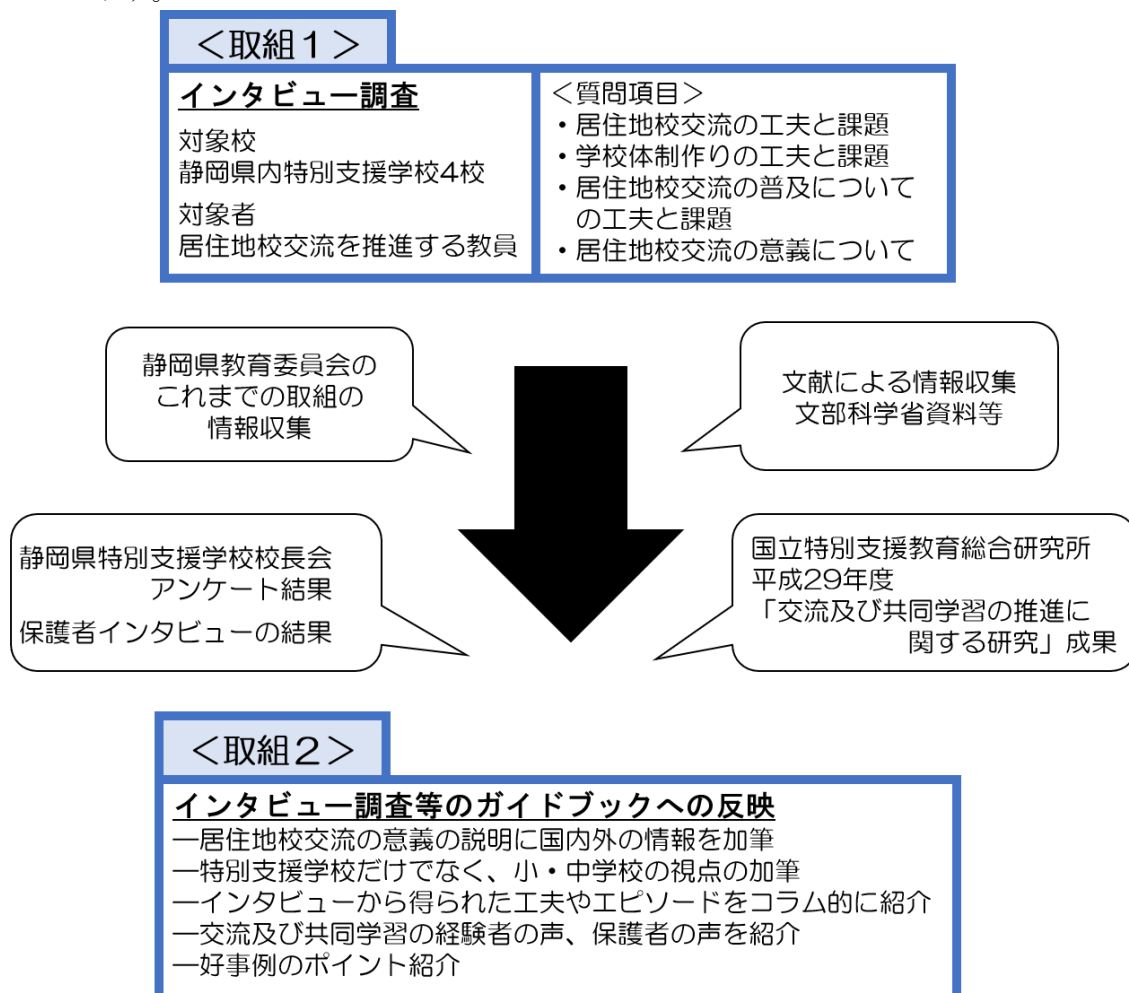


図4－1 本章の取組の全体構成

<取組1>インタビュー調査

『交流籍』を活用した交流及び共同学習における静岡県内の取組を情報収集するため、各関係機関の役割と連携や充実した取組のための工夫や課題などについて、インタビュー調査を実施した。

<取組2>インタビュー調査等のガイドブックへの反映

インタビュー調査で得られた情報を中心に、静岡県特別支援学校校長会のアンケート結果、文部科学省の資料、国立特別支援教育総合研究所の研究成果、静岡県教育委員会のこれまでの取組などの情報等も含め、ガイドブックの項目ごとに内容を吟味し、ガイドブックへの反映を行った。

Ⅲ. インタビュー調査

1. 目的

『交流籍』を活用した交流及び共同学習ガイドブック」の内容充実のために、居住地校交流に関するインタビューを通して、各校の工夫や課題及び具体的実践の情報を収集する。

2. 方法

(1) 調査対象

令和2年度、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、インタビュー調査への制限があったため、静岡県教育委員会から許可のあった静岡県内の特別支援学校4校をインタビュー調査の対象とした。インタビュー調査を依頼した4校は、令和2年度より、静岡県の『交流籍』を活用した交流及び共同学習」の研究指定を受けている視覚障害を対象としている特別支援学校及び、知的障害と肢体不自由を対象としている特別支援学校の2校、平成29年度に県指定のモデル地域として「交流籍」を先行導入した知的障害を対象としている特別支援学校1校、地域実践研究員の所属している知的障害と肢体不自由を対象としている特別支援学校1校の計4校である。対象者は、各校ともに、『交流籍』を活用した交流及び共同学習」の推進において、中心的な役割を担っている教師とした。

(2) データの収集方法及び処理方法

調査期間は令和2年9月から10月で、地域実践研究員が各学校を訪問し、半構造化面談によるインタビュー調査を行った。A特別支援学校については、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、急遽、訪問ではなくZOOMを使用したオンラインインタビューに変更した。地域実践研究員に加え、国立特別支援教育総合研究所の地域実践研究担当研究員2名が、全ての学校のインタビュー調査にZOOMを使用して参加した。インタビュー時間は約60分で、各校相談室や応接室等を使用した。インタビュー内容は許可を得て、録画・録音した。音声データをテキスト化したものを質的データとした。

(3) 調査の内容と分析の視点

調査内容に関する質問項目の構成は、「居住地校交流の工夫と課題」「学校体制作りの工夫と課題」「居住地校交流の普及についての工夫と課題」「居住地校交流の意義について」とした。インタビュー質問項目を資料①として巻末に示した。調査によって得られた居住地校交流に関する質的データは、「学校の概要」「居住地校交流の状況」「居住地校交流の工夫」「居住地校交流の成果」「今後の課題」の5つの観点で整理し、各学校の取組をまとめたものを示した。

(4) 倫理的配慮

対象者へのインタビュー調査を行うに当たり、国立特別支援教育総合研究所の倫理審査委員会の承認を得た。該当する教育委員会へ依頼文を送付し、調査対象者の所属校長の同意を得た後、調査対象者に対して、口頭と文書で研究の趣旨について説明し、書面で調査協力の承諾を得た。調査協力は任意であり、辞退しても不利益を被ることは一切ないこと、個人情報の管理を厳重に行うことなどを説明した。また、インタビューで得られた回答結果は、報告書にまとめ、研究所のHPや学会等において公表する場合があることを確認した。さらに、静岡県「『交流籍』を活用した交流及び共同学習ガイドブック」へ個人情報に係る内容を掲載する場合には、静岡県教育委員会を通じて、教育委員会の手続きに従って行うことを確認した。これらについて調査対象者から同意を得たうえで実施した。なお、インタビュー時の録音データは、内容のテキスト化終了後に消去を行うことを調査対象者に約束した。

3. 結果

(1) A特別支援学校

①学校の概要

A特別支援学校は、視覚障害を対象とする特別支援学校で、幼稚部、小学部、中学部、高等部普通科、高等部専攻科のある学校である。学区は、幼稚部、小学部、中学部は7市1町、高等部は全県と広域であるため、寄宿舎が併設されており、寄宿舎に入舎している児童生徒もいる。幼児児童生徒の数は38人で、教職員数は73人であり、比較的小規模な学校である。また、幼児児童生徒の実態も幅広く、単一障害と重複障害の幼児児童生徒がそれぞれ在籍している。

令和2年度より、静岡県の「『交流籍』を活用した交流及び共同学習」の研究指定を受け、交流及び共同学習における「交流」の側面と「共同学習」の側面、両方を大切にしたい実践について模索しながら研究を進めている学校である。

②居住地校交流の状況

A特別支援学校における居住地校交流は、学部ごとに部主事を中心に諸手続き、計画、実施、評価に取り組んでいる。教育課程については、A特別支援学校も交流籍校も、実施する教科・領域に位置付けている。

居住地校交流について校内の教職員へ周知するために、実施内容を学部会で報告したり、実施の様子をまとめて廊下に掲示したりしている。居住地校交流を実施する小学校への理解啓発として、A特別支援学校の教師が出向き、シミュレーションレンズを活用し、小学校児童が交流する児童の見え方を体験する中で、「一緒に学ぶにはどうしたらよいか」、「どうすると分かりやすいか」等に気付き、考えられるように事前学習を計画している（令和2年度は、未実施）。実施に際して、本人や保護者の居住地校交流に対する願いや希望を、希望書に記入し、交流籍校との事前打合せに活用している。個別の指導計画や個別の教育支援計画への記入は行っていない。事前の打合せは、基本的に担任が交流籍校に出向き、顔を合わせて行い、教室の配置や黒板、光の入り具合など学校の様子を確認しながら行っている。状況によっては電話やメー

ルでやりとりをしていて、事前に保護者や担任の思い、学習内容などを紙面にまとめて送付した上で、打合せに臨むようにしている。事前学習は、それぞれの児童生徒や交流を行う授業等に応じた内容で取り組んでいる。交流当日は、授業に1～2時間参加するという形をとっていて、担任が引率し、保護者は参観している。実施後の評価や引継ぎについては、県の報告書に実施した内容の記録を追記し、保存している。

令和2年度、コロナ禍における居住地校交流の取組は、交流籍校と連絡を取り合う中で、実施が可能な場合は直接交流を行った。実施が難しい場合は、手紙のやりとりやインターネットを活用したオンライン交流という形で実施することとした。

③居住地校交流の工夫

事前の打合せでは、児童生徒の情報交換だけでなく、互いの児童生徒が達成できそうな目標やA特別支援学校の児童生徒が参加しやすい学習内容を、一緒に考えながら決めている。その時に互いの学校で、学習内容をすり合わせながら、交流当日の学習活動の詳細を決めるようにしている。令和2年度、事前の打合せをインターネットを活用したオンラインで行った例もある。インターネットを活用したオンラインでの打合せ前には、電話やメールでの連絡を密にし、学校同士をオンラインでつなぐための練習日を設定し、当日のオンライン交流に向けて、接続や教室での写り方、声を拾う範囲等の確認を行った。

事前学習でA特別支援学校の児童生徒は、当日の授業内容を一度予習することで、自信をもって参加できるようにしている。令和2年度は、オンライン交流に向けたA特別支援学校児童生徒の事前学習として、校内で教師たちの声あてクイズを行った。機械を通すと人の声は変わるということを体感したり、相手に自分の顔が見えるためのカメラの映り方や顔を上げる角度を学んだりした。交流籍校の事前学習では、A特別支援学校の児童生徒の自己紹介カードを背面黒板に掲示したり、授業の中でA特別支援学校についてインタビューしたいことをまとめたりなどした。

交流籍校に「交流籍」を活用し交流及び共同学習について、理解して進めてもらうために、趣旨を校長間で確認し合い、次に学年主任や学部主事間、最後に担任間で確認し合うよう手順を踏むことによって、教職員が連携しやすいような配慮をしている。A特別支援学校の保護者に居住地校交流についてより理解してもらうために、文書で実施の報告をしたり、懇談会で話題にしたりしている。

④居住地校交流の成果

特別支援学校側と交流籍校側が、目標や学習内容を事前に共通理解できることで、互いの目標に応じた学習をそれぞれの教育課程に位置付けることができている。A特別支援学校の児童から、「みんながやっていることを一個でも知れたらいいな」「自分もこうやって生活しているんだよという生活の一部を見せたい」という声が挙がった。その児童の声からも分かるように、地元から離れ、個別の学習が多い中で、視覚障害のある児童生徒にとっての居住地校交流は、同じ題材を大きな集団で学習できるとともに、同学年の友達の意見や考え方を知る良い機会となっている。例として、国語の「秋のたのしみ」の学習では、秋の言葉を入れた短歌を考え、発表し合うことで同じ

世代の感性や意見を知る貴重な体験をすることができたとのことであった。さらに交流籍校の児童生徒にとっても、A特別支援学校の校内の様子などをインタビューすることや、同じ題材を点字で読み書きして学んでいる様子を見ることで、視覚障害のある方が生活したり学習したりする上での配慮について、学ぶことができたとのことである。

A特別支援学校では、コロナ禍においてインターネットを活用したオンラインを使用して居住地校交流を実施したが、顔を合わせて行うことが困難であった事前打合せが容易になったり、居住地校交流当日の移動がなくなり効率的に時間が使えたりなど、新たな可能性を見出すことができた。

居住地校交流の意義に関する話題の中で、「実施した時の学びだけにとどまらない」ということが挙げられた。元A特別支援学校の教師が高校に勤務した際に、小・中学校で居住地校交流を経験した生徒が、当時の居住地校交流のことを覚えていること、視覚障害のある方への配慮について学んだことを話してくれたことがあったとのことであった。このエピソードからも、居住地校交流は、実際に行っている時だけでなく、後々まで影響を与える取組であることが考えられる。インタビュー対象者からは、居住地校交流の意義について、「いつか花が咲く地道な種まきで、居住地域とつながりを作る一つの形である。すぐに結果が出なくても、例えば成人式で会って、再会した時に会話ができるような関係になれるように取り組んでいきたい。」との発言があった。

⑤今後の課題

実施に当たり、居住地校交流の学習内容を考える上で、特別支援学校と交流籍校それぞれの目標を確認はしているが、居住地校交流で「どんな力を身に付けたいか」を具体的に共有することには、まだ課題があるとのことであった。具体的な目標を共有し、一緒に育てていくことに力を入れて取り組んでいきたいとの発言があった。

新学習指導要領の導入に伴い、カリキュラム・マネジメントを行う中で、交流及び共同学習の目標や学習内容を他の各教科等と関連付けて、教育課程や経営資料に明記していくことも考えていきたいとの発言があった。

インターネットを活用したオンライン交流においては、前述したように活用の可能性を見出せたが、市町によって環境整備に違いがあるので、事前打合せで情報が正しく伝わらなかったり、実施可能な学習活動に違いがあったりなど、課題は残るとのことであった。どんな状況でも、特別支援学校と交流籍校が足並みを揃えて、学習内容や学習環境を考えられるような方法やツールを探っていきたいとの発言があった。

（２）B特別支援学校

①学校の概要

B特別支援学校は、知的障害と肢体不自由を併置している特別支援学校であり、児童生徒数は約310人で、教職員数は約180人である。また、毎年数名の小・中学校の教師が人事交流により赴任している。学区は3市1町で、学校が所在する市からおよそ半数の児童生徒が通っている。

静岡県では「交流籍」を令和元年度に全県実施したが、B特別支援学校では、平成

29 年度に県指定のモデル地域として「交流籍」を先行導入している。B 特別支援学校が所在する B 市の教育委員会とは、就学時からの連携を図っており、『交流籍』を活用した交流及び共同学習」に関する市内の小・中学校への働きかけについても協力しながら進めている。令和 2 年度から、再び、静岡県の交流及び共同学習の研究指定校となったことを受け、『交流籍』を活用した交流及び共同学習」に関することをテーマとし、研究を進めている学校である。

②居住地校交流の状況

「交流籍」が平成 29 年度に先行導入される前と比較して、居住地校交流を実施する児童生徒の人数は小学部・中学部ともに、年々増加している。居住地校交流を扱う校務分掌としては、地域連携課が窓口となっており、申請書や計画書、報告書の作成、校内での推進などを行っている。交流籍名簿の作成と県教育委員会への送付は教務課が行っている。居住地校交流の教育課程への位置付けについては、B 特別支援学校では全て特別活動として位置付けている。居住地校交流の啓発に関しては、校内教職員、保護者、地域（教育委員会、各小・中学校等）それぞれに向けた取組を行っている（③「居住地校交流の工夫」の項で詳述）。保護者の居住地校交流に対する願いや希望について、アンケートや個別面談等で聞き取りを行っている。個別の指導計画には、目標と手立て、評価を記載している。個別の教育支援計画には、交流籍校名を記載し、居住地校交流を実施している場合には、交流学級名や取組状況を記載している。

事前打合せは基本的には担任が行うが、交流籍校への事前打合せの申し入れや日程調整については、B 特別支援学校の特別支援教育コーディネーターが行っている。児童に関する情報や保護者の思い、支援の共通理解を図るためにできるだけ顔を合わせたの打合せを行うようにしている。また、事前打合せシートを作成、活用し、そのシートの項目に沿って話し合いをしている。

事前学習は、それぞれの児童生徒や交流及び共同学習を行う授業等に対応した形で行っている。交流当日は、担任や学級担任外教師が同行し、保護者は基本的には付き添いをしている。B 特別支援学校において学校に残っている児童生徒の対応に関する校内体制については、居住地校交流の実施を学年で一日 1 件程度にしたり、同じ交流籍校の児童生徒の交流を同じ日に実施し教師の同行を効率的に行ったりするなど、工夫をしながら対応している。事後学習では、手紙のやりとりなどを行っている場合もある。

コロナ禍における居住地校交流の取組は、交流籍校と連絡を取り合う中で、感染リスクを可能な限り低減することに細心の注意を払いながら直接交流を行ったり、間接交流に変更したりなどしている。

③居住地校交流の工夫

居住地校交流の校内の教職員への啓発については、小・中学部では学習会（内容は交流籍制度、書式、計画や実施の方法等）を行っている。「交流籍」を学校全体の取組とするために、職員全体研修を行っている。居住地校交流を実施した児童生徒の様子や内容などの実施の状況を、職員室内の地域連携課の掲示板や P C 上の職員掲示板に

載せたり、学部会で報告する機会を設定したりして、情報提供している。また、小・中学校等からの交流人事で赴任して3年目の教師向けに、今後交流籍校、すなわち障害のある児童生徒を受け入れる側として、特別支援学校の立場を理解して推進していくために、県のガイドブックの説明を行ったり、グループワークでどのような交流及び共同学習が考えられるか話し合ったりする等の研修会を実施している。保護者への啓発については、懇談会で説明したり、中学部は交流だよりを出したりしている。また、地域連携課の校内掲示コーナーに、写真やポスター等を掲示して啓発したり、交流終了後、学年だよりで交流を行った児童生徒の様子を掲載したりしている。

地域との連携については、「交流籍」の先行導入時から、各市教育委員会の指導主事と連携を図っている。各市内の特別支援教育コーディネーター会で、「交流籍」の研修会（内容はシステム、趣旨、学習活動の内容等）を実施したり、指導主事が就学前に、交流籍の説明をしたりしている。また市町の校長会でも、B特別支援学校の校長が、「交流籍」についての説明を行った。B特別支援学校から小・中学校への交流籍申請書送付時に、普及のための資料として、県教育委員会の「交流籍」概要版のリーフレット、学習指導要領の内容抜粋資料、B特別支援学校としての居住地校交流の考え方等を併せて送付した。

居住地校交流の実施に当たり、県の打合せシートを参考に『交流籍』を活用した交流及び共同学習の記録表を作成した。この記録表は、当日の学習内容充実のための要素を盛りこんだ項目立てをしている。事前の打合せでは、この記録表と事前打合せシートを活用して、項目ごとに話し合いをしている。また、事前打合せで確認した内容を記録表に記入した場合、コピーを取って交流籍校の教師に渡すなどして、共通理解を図ることもある。授業終了後すぐに、交流籍校の担任と評価を行うようにしている。評価も記録表に記入している。B特別支援学校の中学部では、記録の保管を、居住地校交流を行った中学校ごとにファイリングしている。また、ある市では市教育委員会から小学校全体に、居住地校交流の記録のファイルを作るようにと伝えている。

B特別支援学校の小学部では、朝の会の時間に交流及び共同学習を行っていたが、「交流籍」が全県で実施された令和元年度より、児童生徒が参加できる範囲内で、様々な学習に取り組むことを進めている。そのために、児童の負担を考慮して交流及び共同学習の時間を1単位時間程度で計画している。また、中学部では、参加のしやすい体験的な学習や小グループでの活動などを伴う教科（技術や体育等）で取り組んでいる。

④居住地校交流の成果

校内啓発の継続により、小・中学部では居住地校交流に取り組んでいこうとする意識が高まってきている。また、「交流籍」を活用した交流及び共同学習の理解が深まり、小学部では個々の児童の居住地校交流の目標を学年会で話題にして共有するなど工夫して取り組むようになってきている。さらに事前学習も充実し、1年生の初回の居住地校交流で教室に入れない児童に、特別支援学校内のいろいろな教室にあいさつして慣れることを積み上げた結果、居住地校交流当日教室に入れるようになるなどの成果があった。

小・中学校の教師が、3年間の人事交流を終え、小・中学校に戻ってから特別支援教育コーディネーターになって、居住地校交流を担当することもある。

保護者も「交流籍」の理解が進み、希望届用紙やアンケートの提出が当たり前になりつつある。回数を重ねていることで、「子ども同士が公園で会った」「防災訓練に参加した」などの声が増えた。市教育委員会が「交流籍」の啓発を行っていて、連携が取りやすい環境になった。特別支援教育コーディネーター研修会における「交流籍」に関する啓発や説明で、市町の小・中学校との連携がさらに進んだ。

居住地校交流を教科の学習で実施したことで、音楽の授業では、事前に鍵盤ハーモニカの練習を学校や家庭で行い、当日交流籍校の児童と合奏するだけでなく、一人で演奏することができたという報告があった。また、技術の授業では、ゲームのプログラミング発表会の場面で、ゲームのタッチパネルでの操作方法を聞くという生徒が興味をもっている活動に参加したことから、生徒や保護者から「思ったよりスムーズに参加できた」という発見があったとの報告があった。

インタビュー調査対象者からは、居住地校交流の意義について、「地域で声を掛け合う機会が増えたことから、地元にいることを知ってもらえる貴重な場である。共生社会に向けて『交流籍』を活用した交流及び共同学習をしなくても地域で過ごせることを理想として取り組んでいる」とのことであった。さらに、「居住地校交流において、分かりやすい授業は、B特別支援学校の児童生徒だけでなく、交流籍校の児童生徒にとっても学力向上につながる。全体として子どものためになるため、居住地校交流が分かりやすい授業づくりのきっかけになっていく。」との発言があった。

⑤今後の課題

中学部における居住地校交流の実施率が低くなるのが、課題であるとのことであった。また、本人の問題以外（例えば、兄弟関係の配慮等）で、居住地校交流を希望しない場合があり、無理強いはできないが、学校側として実施を勧めたい生徒はいるとの発言があった。

（３）Ｃ特別支援学校

①学校の概要

Ｃ特別支援学校は、児童生徒数は約380人で、教職員数は172人（常勤）の知的障害を対象とする特別支援学校である。学区は4市3町で、広域から児童生徒が通っている。学区が広く、地域ごとにさまざまな特色がある。静岡県で令和元年度に全県実施された「交流籍」に関して、Ｃ特別支援学校は平成29年度に県指定のモデル地域として先行導入している。

②居住地校交流の状況

「交流籍」が平成29年度に先行導入される前と比較して、居住地校交流を実施する児童生徒数は小学部・中学部ともに、年々増加している。「交流籍」は、Ｃ特別支援学校のグランドデザインにも位置付けられており、先行導入時には、校長からの説明、投げかけにより始まっている。また、交流及び共同学習の法的根拠や静岡県の取組に

ついて周知するために、全校教職員を対象に学習会を実施した。さらに先行導入時には、交流及び共同学習の実施について検討する場として交流推進委員会が設置された。現在は交流及び共同学習の窓口を校務分掌の地域支援課に位置付け、交流籍校の決定や交流籍名簿に関する諸手続きは教務課が行っている。居住地校交流の教育課程への位置付けは、明確にはなっていない。

居住地校交流の啓発に関して、校内の教職員に向けて、意義や計画・実施の方法についての学習会を行っている。地域への働きかけは、小・中学校等からの要望があった場合に、特別支援教育コーディネーターが行っている。保護者の居住地校交流に対する願いや希望については、アンケートで聞き取りを行っている。アンケートに記入された内容について、個別面談で再度確認するようにしている。個別の教育支援計画には、居住地校交流に関する項目があり、居住地校交流の実績があった場合には、交流籍校名と実施の回数を掲載するようにしている。また、交流する学級についても希望を取っており、通常の学級か、特別支援学級かを選択できるようになっている。居住する学区の小・中学校に特別支援学級がない場合は、居住地に近い特別支援学級設置校を交流籍校として依頼し、居住地校交流を行うようにしている。

事前打合せを行うに当たって、事前打合せ用シートを活用するようにしている。実際の打合せは、初めて居住地校交流を実施する学校には、担任が出向き、それ以外は、電話かFAXで行っている。担任が事前にまとめた児童生徒に関する情報を伝えたり、事前打合せ用シートに記載した希望の日時、活動内容案、当日に向けた準備、事後指導等について話し合ったりしている。教科の授業に参加することを大切にし、給食、昼休みと前後の授業を組み合わせるパターンが多い。主には音楽や体育など、具体的な活動を伴う教科の学習に参加することが多い。当日は、担任が引率し、小学部の保護者は、送迎と参観を行っている。中学部の保護者は送迎のみで、状況に応じて参観を促している。記録や引継ぎについて、報告書に日時、活動内容、成果と課題、次年度への引継ぎを記載している。

コロナ禍での居住地校交流の取組は、交流籍校と話し合いの上で実施を決めるようにした。実施に当たって、回数を減らしたり、マスクを着用したり等の工夫をした上で、直接交流を行っていくこととした。

③居住地校交流の工夫

保護者アンケートには、記入しやすいように、考えられる願いや希望を3種類提示し、選択できるようにした。具体的な選択肢は、①地域の児童生徒たちに、子どものことを正しく知ってほしい、理解を深めたい、②地域の同年代の子どもたちと、かかわったり遊んだりする機会をもちたい、③小・中学校の学習活動に参加し、経験や社会性を広げたい、の3つである。また、自由記述の欄を設けた。事前打合せ用シートの項目には、「静岡県における居住地校交流の推進に関する研究」（国立特別支援教育総合研究所. 2017）で作成されたチェックリストの視点が取り入れられており、シートには交流に対する思い（児童生徒、保護者）、好きなこと得意なこと、コミュニケーションの方法、必要な支援、期待する姿（担任）について、事前に担任が記入することになっている。期待する姿については、活動に参加する姿、友達とかかわる姿、持つ

ている力を活かして主体的に活動する姿の3つの視点を大切にされていて、姿ごとに考えられる目標の具体例を参考として提示し、担任が期待する姿をイメージしやすいようにしている。事前打合せが円滑に進められるように、交流籍校のホームページを見たり、前年度までの居住地校交流の様子資料に目を通したりすることを促している。事後学習については、お礼の手紙を郵送ではなく、子どもと保護者が一緒に交流籍校に持っていくようにし、今後につながるようにしているケースが多い。

校内教職員に向けての啓発については、担当する教師に向けて説明会（内容は、居住地校交流の意義、進め方について等）を行っている。他にも校内ネットワーク上の掲示板を利用して、初回の自己紹介のポイントや用語説明、学習指導要領との関連など、教師が実施に当たって、役に立ちそうな情報を提供している。

④居住地校交流の成果

まず、居住地校交流で保護者や特別支援学校の教師に向けて、願いや希望、期待する姿についての具体例を示した選択肢を用意することで、居住地校交流における児童生徒の姿をより具体的にイメージできるようになってきている。さらに教師は、実際の居住地校交流を行った後に、次年度の児童生徒に期待する姿が膨んだり、それに向けて学校で取り組むべき課題を考えたりするようになってきている。

事前打合せ用シートを活用することで、打合せで話す内容が明確になり、必要な情報を共通理解した上で、居住地校交流を実施することができるようになってきている。さらに、実践を積み重ねる中で、交流籍校の教師が特別支援学校の児童生徒が取り組める学習内容を考えてくれるというケースも挙がってきている。

インタビュー対象者からは、居住地校交流の意義について、「特別支援学校の児童生徒にとって、居住地域の友達を知り、また、知ってもらいよい機会で、交流籍校に行くことを楽しみにできたり、活動に参加して刺激を受けたりする場になっていくように考えていきたい。また、特別支援学校でできることが他の場面でもできるというように、学びの広がり機会としても大切にしていきたい。交流籍校児童生徒にとっても、いろんな友達を受け入れて許容できるような学びが理想であると考えて進めていきたい。」との発言があった。

⑤今後の課題

新1年生の取組について、入学直後の保護者の負担を考えると、居住地校交流の継続は難しく、居住地校交流の開始が遅れてしまうという課題があるとのことであった。就学前のつながりを大切にしていくためにも、入学式後に説明会を設けて早めに居住地校交流を開始できるようにしていきたいと考えているとの発言があった。間接交流について、近隣の小学校との学校間交流では、お互いの教材を交換して感想を言い合ったり、動画による間接交流を行ったりしているので、居住地校交流にも生かしていきたいと考えているとのことであった。居住地校交流で引率する教師の出張が多くなることで、特別支援学校に残った児童生徒の学習保障が困難となるとのことであった。学年で早めの計画を行い、実施日を分散するなどの工夫以外にも、他の対策を考えることが必要であるとの発言があった。

コロナ禍において、令和2年度は居住地校交流についての校内教職員に向けての説明会を設けることができなかったため、事前のマニュアルを整備していきたいとの発言があった。また、「交流籍」に関しての手続きが多く、それだけで交流籍校の教師も負担になり、理解が進んでいく妨げになっているのを感じるとのことであった。手続きをより簡略化し、内容の充実に時間をかけていきたいとの発言があった。

（４）D特別支援学校

①学校の概要

D特別支援学校は、知的障害と肢体不自由を併置している特別支援学校で、数年前に開校した新設校である。学区は4市1町で、児童生徒数は約180人、教職員数は約110人である。開校時に学校経営の柱として「つながり学習」を掲げ、地域交流に重点をおいて取り組んでいる。「つながり学習」は、地域資源を活用した学習で、目的を「地域で生きるために子どもの力をつけること」、「地域の力を高めること」として進めている。

②居住地校交流の状況

「交流籍」が令和元年度に導入される前と比較して、居住地校交流を実施する児童生徒数は小学部・中学部ともに、年々増加している。居住地校交流は、校務分掌の地域連携課が窓口となっている。「交流籍」の諸手続きは地域連携課の交流籍係が担当している。地域連携課より、居住地校交流の進め方についての手順が示され、それに基づいて担任が計画、実施をしている。教育課程について、小学部では、朝の会交流を基本とし、特別活動に位置付けている。また中学部でも、特別活動に位置付けている。居住地校交流を実施した場合、個別の指導計画の特別活動の欄に居住地校交流の目標と評価を記入する場合もある。

居住地校交流の啓発に関しては、校内の教職員、保護者に向けて、文書や説明会で伝えている。地域に向けては、5つの市町の福祉課、教育委員会、小学校、中学校、高等学校の特別支援教育コーディネーターが集まる圏域自立支援協議会こどもプロジェクトの場で紹介をしている。年度末の移行支援会議で、市町教育委員会、在籍校などの外部機関が入る際も、居住地校交流の取組について伝えるようにしている。

事前打合せは、小学部は担任がFAXと電話でやりとりしている。中学部は夏季休業を利用して担任が実際に出向いて、打合せを行っている。令和2年度、中学部はFAXもしくは電話で打合せを行った。打合せで確認する内容は、地域連携課より示された居住地校交流の進め方に提示されている。その内容は、居住地校交流の目的の確認、日程の調整、D特別支援学校の児童生徒の様子、どんなことができそうか、交流籍校の事前学習にD特別支援学校の教師がゲストティーチャーとして参加することを希望するか等である。居住地校交流を実施する学級については、小学部では基本的には通常の学級で行うが、子どもの実態に応じて、保護者が特別支援学級を選択することも可能としている。また、特別支援学級を選択した場合でも、特別支援学級と通常の学級で行われる交流及び共同学習に参加するという場合もある。中学部は、基本的には特別支援学級との交流をしている。保護者からの希望があれば、通常の学級との交流

も可能としている。当日は担任が引率し、保護者は、小学部は付き添いをお願いして、中学部は、状況に応じて付き添うようにしている。一つの交流籍校に複数の児童生徒がいる場合、同じ日に居住地校交流を設定し、教師が効率的に引率できるよう工夫している。特別支援学校に残った児童生徒への指導体制については、学級担任以外の教師が居住地校交流を実施している学年に入るなどして運営している。事後学習は、児童生徒同士の手紙のやりとりなどを行っている。実施した居住地校交流についての引継ぎは、実施記録表や報告書を作成し、個人ファイルで申し送りを行っている。また、個別の教育支援計画にも交流籍校名や回数を記入するようにしている。交流籍校には、アンケートに回答いただき、回答を元に反省をして次年度に申し送っている。

コロナ禍における居住地校交流の取組について、令和2年度は間接交流を行うこととした。

③居住地校交流の工夫

令和元年度に「交流籍」が始まるときからの取組として、交流籍校の教職員への普及を目的に、居住地校交流の意義や交流する児童生徒の紹介を含めたポスターを交流籍校の職員室に掲示することをお願いした。また児童生徒向けには、なぜ交流及び共同学習を行うのかが分かるように、4コマ漫画風にした説明と参加する特別支援学校の児童生徒が事前学習で作った自己紹介カードをポスターにして郵送し、居住地校交流当日の約2週間前から教室に掲示をお願いした。特別支援学校内の教職員への啓発については、地域連携課が居住地校交流の意義や実施報告を模造紙にまとめて、常時、職員室に掲示し教職員が意識できるようにした。地域が集まる会議や移行支援会議など、本校に外部機関が集まる機会には、見える場所にその模造紙を掲示して、啓発を促した。居住地校交流の計画、実施に当たり、地域連携課が学部ごと手続きを統一して進め方のマニュアルを提示した。

事前打合せをする前に、小学部では、実施記録表の項目にある居住地校交流の個別の目標を3種類提示し、選択できるようにした。具体的な選択肢は、①居住地校児童に自己紹介したり一緒に朝の活動に参加したりすることができる、②居住地校の児童や大人と一緒に、朝の活動に参加することができる、③居住地校に行き、交流のクラスの児童と同じ場で活動することができる、の3つである。担任は、目標設定をする際に、児童の姿をイメージしてから、事前打合せや居住地校交流当日に臨むようにしている。また中学部も同様に、担任が個人シートの項目にある個別の目標を、3種類提示し、選択できるようにした。具体的な選択肢は、①居住地域の同世代の仲間とともに学ぶことを通し、自分から人と関わったり、相手のことを考えて行動したりすることができる、②居住地域の同世代の仲間と、共に活動したり、相手からの働きかけに応じて関わったりすることができる、③居住地域の同世代の仲間と一緒に同じ場で活動することができる、の3つである。担任が目標設定し、生徒の姿をイメージしてから打合せに臨んでいる。令和2年度は間接的な交流を行ったため、個別の目標の選択肢を間接交流で考えられる内容に変更した。また事前打合せで、小学部・中学部ともに、児童生徒の支援のポイントを交流籍校へ伝えるようにしている。

今年度は新型コロナウイルス感染症の影響で間接交流のみの実施になった。その中

で、地域連携課で充実した間接交流の具体的実施方法について話し合い、提案した。児童生徒の実態から、交流籍校の教師と話し合っ、「ビデオレターのやりとり」「図工・美術作品を飾り合う」「図工作品を送り感想の手紙をもらう」「手紙のやりとり」「ZOOM を使ったオンライン交流」のいずれかを実施した。

④居住地校交流の成果

「交流籍」導入の説明を工夫したことで、圏域自立支援協議会で紹介した際には、教育委員会がポスターの写真を撮っていたり、交流籍の意図が伝わり、一緒になって学習内容を考えてくれる小・中学校の教師が増えたり等、居住地校交流の受け入れに積極的である小・中学校、市町の教育委員会が増えたとのことであった。手続きや計画、実施について地域連携課から統一して提示しているため、D特別支援学校の担任が何を行うのか分かりやすく、最低限必要なことを具体的にイメージしながら計画、実施するようになった。一例として、小学部の朝の会交流において、児童が特別支援学校で学んでいて、自信をもって取り組んでいるリトミックを学習内容に入れたことで、児童は楽しそうに参加することができた、という事例があった。この事例については、保護者や交流籍校の教師も満足度が高かった。その理由として、「居住地校の児童や大人と一緒に、朝の活動に参加することができる」というように児童の目標を明確にしたり、見通しをもちやすい活動を設定する等の支援のポイントを特別支援学校の教師が意識して事前打合せで伝えたり、当日も事前打合せに基づいて児童への配慮を行ったりしたことが考えられるとのことであった。

インタビュー対象者からは、居住地校交流の意義について、「D特別支援学校のつながり学習の一部に位置付けていて、子どもの力を高めること、地域の力を高めることを大事にしている。すぐに成果は出ないが、10年後のための種まきである」という発言があった。つまり、今は成果が出ないが、10年後には成果が表れてくることを期待し、それを目指して今取り組んでいるということであった。

⑤今後の課題

今後、本人や保護者の思いや願いを、共通理解して進めていくことが課題であるため、実施の希望調査をするアンケートに、思いや願いについての項目を設定して、聞き取りを行うことを計画しているとの発言があった。小学部1年生は、書類の提出の期限が早期であるため、参加が少ないのが課題であるとのことであった。保護者に対して、希望を取る時期を考えたり、2学年合同の懇談会（例えば1年と4年）を設定し、成果を実感している先輩保護者から話を聞いたりする等、工夫したいということであった。小学部では、朝の会の時間での交流を基本としているが、児童の実態によってはそれ以外の学習場面の交流が有効であるかという点も含めた学習内容の選定、引率の仕方、特別支援学校に残った児童生徒への指導体制などを課題として考えているとのことであった。小学部、中学部ともに相手校の交流に対する意識の差によって、内容や成果に差が出ることも大きな課題と捉えているとのことであった。市町の教育委員会や県の教育委員会の役割として、特別支援学校から居住地校交流の工夫や課題について情報収集し、小・中学校への理解啓発の機会を今より増やすことも考えてほ

しいという声が挙がった。特別支援学校としても、小・中学校の教師へのアンケートから得られた好事例を発信する等、小・中学校へ理解を促しながら、お互いが気持ちよく居住地校交流を行う工夫にも、今後取り組んでいきたいという発言があった。

4. インタビュー調査の考察

(1) A 特別支援学校の取組から

A 特別支援学校は、担任が中心となって一人一人の児童生徒に丁寧に対応し、居住地校交流の計画・実施を行っていた。また、小・中学校の児童生徒に向けても、障害理解、共に学ぶ方法、合理的配慮等を丁寧に伝えた結果、双方の理解が深まっている様子も伺えた。コロナ禍におけるインターネットを活用したオンラインでの打合せや学習を綿密に計画・実施していて、今後、幅広い交流及び共同学習の可能性を見出すことができている学校である。今後は、そのノウハウを組織的に積み上げることで、継続的に共通した取組ができるのではないかと考えられる。

(2) B 特別支援学校の取組から

「交流籍」に、県指定のモデル地域として取り組んでいたことから、居住地校交流の計画、実施の手順が明確になっていること、居住地校交流についての理解啓発の浸透など、充実した実践を積み重ねていることが伺えた。小学部において、朝の会交流への参加から教科学習への参加を検討するようになったことは、交流及び共同学習の「共同学習」の側面を意識した実践として考えられる。

これまでの実践から、よい成果を挙げられていることが、教師の次の計画への意欲につながり、組織的に取り組む、居住地校交流の理解が進んでいくという好循環をつくりだしていることも印象的であった。さらに、保護者や市町の教育委員会、交流籍校の理解も進んでいて、居住地校交流が日常になりつつあることが感じられた。

(3) C 特別支援学校の取組から

「交流籍」に、県指定のモデル地域として取り組んでいたことから、充実した居住地校交流を行うための要素を把握した上で、特別支援学校の教師に向けて、計画実施の仕方を分かりやすく提示されているのが印象的であった。学区が広域で、朝早い時間帯の教師の引率が難しい。このことから、朝の会ではなく教科の学習に参加していることが定着していると感じられた。学区内の地域のそれぞれの強み、良さを理解し、特別支援学校の児童生徒がその地域でどのように過ごしていくのか意識した上での居住地校交流の実践を行っており、地域性の理解が居住地校交流の一つの要素になることを知ることができた。一方で、地域によっても居住地校交流に対する理解に差があるため、地域への理解啓発について、今後も工夫が求められることも考えられる。

(4) D 特別支援学校の取組から

令和元年度に「交流籍」が始まった際に、まず最初に小・中学校への「交流籍」についての理解啓発に手を付けているのが印象的であった。特別支援教育コーディネーターや地域連携課を中心に、市町の教育委員会や小・中学校の特別支援教育コーディネーターの集

まる機会を有効活用したり、交流籍校の児童生徒だけでなく、職員に向けても情報提供したりするなど、まずは基盤作りを丁寧に行っている様子が伺えた。居住地校交流に関する手続きの統一で、居住地校交流の計画、実施が充実してきている一方で、児童生徒の実態に応じた学習内容を考えていくことが今後の課題であると思われる。そのために、D特別支援学校の教師へのさらなる啓発、学校に残った児童生徒への指導体制など工夫が必要であると考えられる。

令和2年度は、新型コロナウイルスの影響で間接交流のみであるが、持続可能な交流の形を模索しながら、より充実した交流及び共同学習の形を確立することが課題として考えられる。

（５）４校のインタビュー調査を通しての考察

４校のインタビューを終えて、居住地校交流が充実していくための取組を行う中で、大切にしたい視点が三点あると考えられた。以下、その三点について考察する。

① 充実した居住地校交流実施に向けた各校による取組の展開の仕方

充実した居住地校交流を行うに当たり、今回インタビューを行った４つの特別支援学校においては、居住地校交流への取組の展開の仕方に大きく二つのパターンがあると考えられた。一つ目のパターンは、担任が個々の教育ニーズに対応した実践を進めていくところから始まり、徐々に組織として継続的に取り組む方法を考えていく学校のパターンである。二つ目のパターンは、組織として継続的に取り組める体制を築いてから、個々の教育ニーズに応じた内容を考えていく学校のパターンである。このパターンには、障害種や児童生徒の在籍数、学区の広さ等が影響していることが推測される。

個々の教育ニーズに対応した実践から、組織的な取組へと発展していく学校のパターン（以下、個別の取組からのパターンという）は、A特別支援学校、C特別支援学校に見られた。A特別支援学校では、『交流籍』を活用した交流及び共同学習が始まる以前から居住地校交流に継続的に取り組んでいて、児童生徒の教育ニーズに応じた居住地校交流の目標や学習内容を考え工夫してきたという歴史があった。また、C特別支援学校では、学区が広域のため、校内での実施を統一しやすい朝の会の時間は教師の引率が難しいことから、教科の学習での実施を考え、個々の教育ニーズを明確にする必要があったことも考えられる。A特別支援学校やC特別支援学校においては、個々の居住地校交流の取組が充実していく中で、学校として継続的に実施していく方向性や居住地校交流の手続きの統一をすることで個々の教師の負担を軽減するなど、組織的な取組へと展開していくやり方が理にかなっていることが推測される。

一方で、組織的な取組から、個々の教育ニーズに応じた内容を考えていく学校のパターン（以下、組織的な取組からのパターンという）は、B特別支援学校、D特別支援学校に見られた。B特別支援学校、D特別支援学校は共に、知的障害と肢体不自由を対象としている大きい規模の特別支援学校である。児童生徒数や教職員数、学区内の小・中学校が多いため、居住地校交流を実施するに当たり、最低限必要な情報を共通理解するためには、手順や方法を事前に一本化して行っていく必要があったものと

考えられる。まずは、多くの児童生徒が居住地校交流を実施できる方法を検討し、居住地校交流の実施が軌道にのってきたら、個々の児童生徒の教育ニーズに対応した実施方法を考えていくという展開で進めていることが推測される。

各校の居住地校交流の充実度を、導入期、充実期、発展期と分けた。導入期は、居住地校交流に取り組み始めた初期の頃をいう。充実期は、居住地校交流の実施が校内の教職員に浸透してきている時期をいう。発展期は、居住地校交流を充実させるために学校の実態に応じて工夫して取り組んでいる時期をいう。

上記の2つのパターンについて、居住地校交流の導入期、充実期、発展期において、インタビューした学校がどのような具体的な取組を行ってきたかを参考にしながら整理した（図4-2）。

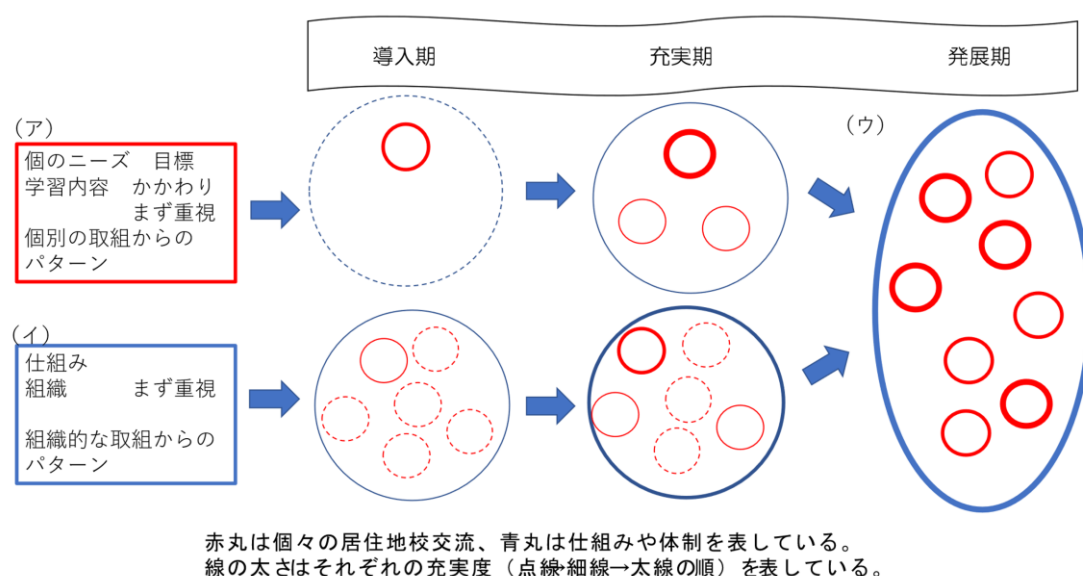


図4-2 2つのパターンとそれぞれの充実度に応じた取組の変容

ア．個別の取組からのパターン

静岡県が「交流籍」を始めた導入期においては、居住地校交流を数多く経験している教師が、個々の教育ニーズに応じた居住地校交流を実施しているが、学校全体としての実施の数は少ない。それぞれの担任が自分の経験から取り組んでいて、教師間で情報共有はあまり行われず、組織的な取組として積み重ねにくい傾向にある。

充実期となってくると、充実した居住地校交流の実施について学校全体で情報を共有するようになる。実施の様子を職員室に掲示したり、会議で話題にしたりすることなどがこれに当たる。このように組織としての取組が始まり、居住地校交流の実施が増えたり、教師間でノウハウを共有するなどして、充実した学習が行えたりするなどの結果が見られるようになる。

イ．組織的な取組からのパターン

導入期では、担当する校務分掌が居住地校交流に取り組みやすい体制を作り、実施の数を増やすことから進める傾向にある。体制作りの工夫として、校内教職員、保護者、地域への理解啓発に力を入れたり、居住地校交流実施の手順を統一したりなど工夫が見られる。この時期は、必要最低限の手続きを踏んで、数多くの居住地校交流を実施することが重視されている。

充実期になると、居住地校交流の個々の目標や学習内容を工夫する実践が増えてくる。組織的な取組が浸透しつつあるのと同時に、担任が児童生徒個々のニーズに応じて、居住地校交流における支援を工夫するようになってくる。

ウ．それぞれの取組から発展期へ

発展期では、ア、イ、それぞれの取組で、個々の教育ニーズに応じた居住地校交流の取組が充実するとともに、組織的な取組についても充実が見られる。関係者それぞれの居住地校交流の理解が深まるため、個々の関係者が自分の役割を意識した取組が充実してくる。特別支援学校の教師は、交流及び共同学習の「交流」の側面と「共同学習」の側面それぞれから、個々の児童生徒の教育ニーズに応じた目標や学習内容を考えた実践ができるように工夫するようになる。また、保護者も交流籍校で自分の子どもに何を学ばせたいか等を考え、担任と連携を図るようになってくる。交流籍校では、特別支援学校の児童生徒を受け入れるだけでなく、担任は居住地校交流における自分の学級の児童生徒の目標もより意識するようになり、児童生徒は障害理解をきっかけに、他者を理解しようとする心が育まれる。さらに市町の教育委員会では、就学ガイダンスと合わせて居住地校交流についての説明を行うことで、早期から交流及び共同学習の意義を保護者と共有することができる。

居住地校交流の充実には終わりはなく、理解啓発、個々の教育ニーズに応じた目標、学習内容の設定、関係機関との連携等を意識し、学校として居住地校交流に取り組む続けることが大切であると考えます。

各学校における居住地校交流の取組が充実し展開するためには、関係者の居住地校交流に対する意識の高さが大きく関わっていくと思われる。インタビューした4校では、推進する立場にある教師が、それぞれの学校関係者の意識を高めるために工夫をしており、参考になる取組が多かった。

② 学区内の地域性や家庭の生活スタイルを意識した取組

インタビュー調査の中で、居住地校交流の意義について何うと、「居住する地域で今後も生活していくため、理解者が増えてほしい」というような発言が多く挙げられた。

特別支援学校の児童生徒が、今後も居住する地域で多くの方に理解されて生活していくためには、特別支援学校の児童生徒にも保護者にも居住する地域のことを理解した上で暮らしていくことが求められる。また、家族の生活スタイルも意識して居住地校交流を考えることが大切である。例えば、漁業の盛んな地域で自営業をしている家庭の場合、障害のある生徒は、将来的に、漁師の方と触れ合ったり、店の手伝いをしたりするような生活が予想される。その場合の居住地校交流では、水産関係について

一緒に学んだり、漁業の地域ならではの祭りなど文化的行事を体験したりなどの学びをすることが考えられる。

C特別支援学校は学区が広域で、地域ごとにさまざまな特色があることから、地域性や家庭の生活スタイルを意識した取組を行っていたが、実際はどこの学校でも考えたい視点であろう。居住地校交流を計画する上で、居住する地域の特性と家庭の生活スタイルを意識し、児童生徒や保護者の居住地校交流に対する願いや希望と合わせて考えていくことが大切である。

③ 居住地校交流におけるインターネットを活用したオンラインによる取組の可能性

令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、居住地校交流の実施が制限された。その中でも、A特別支援学校が行っていた、インターネットを活用したオンライン交流の実施は、これまで居住地校交流で課題とされていたことの解決策の一つとして可能性を見出した。これまでの、事前打合せにおける教師の出張や時間の確保、児童生徒の移動時間や方法、教師の引率など、課題となっていたことが、インターネットを活用したオンラインで行うことで、効率よく行うことができることが示された。インターネット環境の整備や個人情報の取扱い方法など各学校によって課題はあるが、今までの居住地校交流の実践と合わせて、一つの方法として検討を進めることが重要であろう。

IV. インタビュー調査等のガイドブックへの反映

1. 目的

インタビュー調査等から得られた居住地校交流の知見や具体的なエピソードを、静岡県の『交流籍』を活用した交流及び共同学習ガイドブックに反映し、静岡県内の居住地校交流を実施する教師の参考資料となるようにする。

2. 方法

静岡県教育委員会から、現行ガイドブックが編成された趣旨を確認する。現行ガイドブックの項目ごとに修正箇所を抽出する。抽出した修正箇所について、静岡県教育委員会及び研究協力校と確認し、共通理解を図る。現行ガイドブックの項目ごとに、インタビュー調査から得られた情報を整理し、追記、修正を行う。加えて法的根拠など関係文献からの情報、静岡県特別支援学校長会の調査資料、「静岡県における居住地校交流の推進に関する研究」(国立特別支援教育総合研究所, 地域実践研究報告書, 2017)等を参考に追記、修正を行う。また、定期的に静岡県教育委員会及び研究協力校と、修正版ガイドブック(案)についての情報交換を行いながら、更なる追記、修正を重ねる。

3. 結果

(1) ガイドブックの修正箇所の抽出

第1章「交流及び共同学習の意義」では、交流及び共同学習の法的根拠と静岡県「交流籍」の位置付けなどを再整理する必要があることを確認した。第2章「体制作りと具体的な流れ」では、現行ガイドブックは、特別支援学校側の体制作りを中心とする記述にとどまっており、小・中学校側の読者を想定した記述が少なかったため、小・中学校を含めた両者の視点から整理することが話題になった。また、交流籍の理解啓発、教育課程への位置付け、居住地校交流における目標設定、事前の打合せ、事前学習、当日の学習、事後学習、評価と引継ぎの項目について、インタビュー調査の結果から、具体的な学校の工夫や考え方、エピソードを盛り込んでいくことを確認した。第4章「取組事例」においては、第2章に示す充実した居住地校交流に向けての手順にのっとり、それぞれの計画、実施の場面でどのように考えて取り組んできたかのエピソードを盛り込んで記載することとなった。

(2) 静岡県教育委員会及び研究協力校との情報交換会開催と打ち合わせた内容

①第1回情報交換会（4月24日）

現行ガイドブックは、平成28年度、平成29年度、国立特別支援教育総合研究所における地域実践研究「交流及び共同学習の推進に関する研究」と平成29年度、平成30年度実施の「交流籍」モデル地域の事例を通じて、編成されていることを確認した。平成31年度（令和元年度）4月の「交流籍」全県開始に伴い、取組を周知するためにも現行ガイドブックが必要であったため、発行されたとのことであった。発行後も「交流籍」の取組の実践を積み重ねながら、現行ガイドブックの追記・修正をしていくことを前提としていることを確認した。また、現行ガイドブックは、県教育委員会の特別支援教育課が提案し、義務教育課にも確認を取って、編成されているとのことであった。特別支援学校だけでなく、小・中学校、市町の教育委員会にも配布しているとのことであった。

②第2回情報交換会（7月31日）

静岡県における「交流籍」の位置付けについて確認したところ、静岡県総合計画（新ビジョン）に明記していて、静岡県教育振興計画にも示されているとのことであった。抽出した現行ガイドブックの修正が必要と思われる箇所について、確認、共通理解を行った。その中で、教育委員会は県と市町村の役割が違うので、そこを整理できるとよいことや、市町村や学校によっては、交流籍の理解が浅い場合もあるので、交流籍の普及に対して慎重に展開していく必要があることなどの話をうかがった。また、研究協力校の教師より、「地域実践研究で作成したチェックリストは、より充実した居住地校交流を行うために必要な視点であるが、初めて居住地校交流を計画する教師には取り組みにくいものかもしれない。チェックリストのエッセンスだけを大切に事前打ち合わせシートを活用することで、わかりやすく短時間で計画することができている」との話をうかがった。修正版ガイドブック（案）では、初めて居住地校交流を担当する教師が取り組みやすいような内容について、具体的なエピソードや工夫、考

え方を交えながら掲載していくことを共通理解した。

③第3回情報交換会（11月11日）

「交流籍」を全県で導入するに当たり、県の教育委員会としてはまずは特別支援学校の教師への理解啓発を促進することに重きをおいていたことを再確認した。県の教育委員会によると、今後は市町教育委員会や小・中学校の教師へも理解啓発を進めたいとのことで、いずれはeラーニングなどにも掲載していく予定であるとのことであった。そのために、修正版ガイドブック（案）には小・中学校の教師の役割など掲載する必要があることを確認した。現行ガイドブックには、『交流籍』を活用した交流及び共同学習の名称が、「居住地校交流」や『交流籍』を活用した居住地校交流と、様々であったため、統一する必要があることが話題に挙がった。静岡県特別支援教育学校校長会でも話に出ているので、静岡県教育委員会で再考するとの話であった。静岡県が令和2年度からの交流及び共同学習の研究指定校として、A特別支援学校とB特別支援学校を選んだ理由を確認した。A特別支援学校は、視覚障害を対象とした特別支援学校で、「交流及び共同学習」の分かれがたい二つの側面のうち、「共同学習」の側面だけでなく、「交流」の側面も意識した研究をお願いしているとのことであった。またB特別支援学校は、知的の特別支援学校として「交流籍」を活用した交流及び共同学習には先進的であるのに加えて、「交流及び共同学習」の分かれがたい二つの側面のうち、「交流」の側面だけでなく、「共同学習」の側面も意識した研究をお願いしているとのことを確認した。修正版ガイドブック（案）について、今回の地域実践研究の成果物として、静岡県に提案するという形でお返しし、活用は静岡県教育委員会の管轄で行うことを確認した。

④第4回情報交換会（1月8日）

修正版ガイドブック（案）について、静岡県教育委員会と情報交換を行った。『交流籍』を活用した交流及び共同学習の名称について、再度検討することを確認した。交流及び共同学習の位置付けを明確にするために、文部科学省の「日本の特別支援教育」についてのポンチ絵掲載の依頼を受けた。「交流籍」について、関係者が一言で説明できるような言葉があるとよいとの話が挙がった。修正版ガイドブック（案）に記載することで、児童生徒、保護者、学校関係者に「交流籍」を正しく解釈することを期待したいとのことであった。居住地校交流の教育課程への位置付けについて、同じ教科で学習しているが、特別支援学校と小・中学校で教育課程への位置付けが違うことについても整理して記述してほしいと要望があった。

表４－１ ガイドブック 新旧対応表

旧	新
第１章「交流及び共同学習」の意義 １ 共生社会の実現に向けて (１) 互いを尊重する心の育成を目指して (２) 国際的動向から見た「交流及び共同学習」 (３) 学習指導要領における「交流及び共同学習」 ・表１学習指導要領新旧対応表（幼、小、中、高等学校） ・表２学習指導要領新旧対応表（特別支援学校） (４) 静岡県「共生・共育」の充実 ２ 「交流籍」制度の基本的な考え方 (１) 「交流籍」の活用について (２) 活動の充実に向けて ・教育委員会がパイプ役に ・学習活動のねらいを達成できる工夫を 第２章「体制づくりと具体的な流れ」 １ 学校の体制づくり (１) 校内組織と体制の工夫	第１章 「交流及び共同学習」の意義 １ 共生社会の実現に向けて (１) 互いを尊重する心の育成を目指して (２) 「共生社会に向けた国際的動向と日本の対応」へ題目変更 ① 「障害者の権利に関する条約の精神」を追記 ② 「我が国における法整備」を追記 ・「障害者基本法の改正」を追記 ・「障害者差別解消法の制定」を追記 ・「教育における方向性」を追記 「Point!『合理的配慮』と『基礎的環境整備』」を追記 ③ 「日本における特別支援教育と交流及び共同学習」を追記 (３) 「学習指導要領における『交流及び共同学習』」へ内容加筆 (４) 「静岡県の『共生・共育』の充実」へ内容加筆 「Point!交流及び共同学習アンケート経験者（高校生・大学生・教師など）より」を追記 「Point!交流及び共同学習経験者の声」を追記 「Point!交流及び共同学習～共に学ぶ意義について～」を追記 ２ 「交流籍」制度の基本的な考え方 (１) 「『交流籍』の活用について」へ内容加筆 (２) 活動の充実に向けて ① 「特別支援学校の役割」を追記 ② 「小・中学校の役割」を追記 ③ 「教育委員会がパイプ役に」へ内容加筆 ④ 「学習活動のねらいを達成できる工夫を」へ内容加筆 第２章「体制づくりと具体的な流れ」 １ 学校の体制づくり (１) 校内組織と体制の工夫 ① 「特別支援学校」を追記 ② 「小・中学校」を追記 「Point!特別支援学校による『交流籍』を活用した交流及び共同学習の理解啓発～実施例～」を追記

(2) 教育課程への位置付け 2 実際の交流活動に向けて (1) 事前の打ち合わせ <年間計画作成のための打ち合わせ> <具体的な活動内容の打ち合わせ> (2) 事前学習について (3) 当日の学習活動について (4) 事後学習について (5) 評価と改善 (後略)	(2) 教育課程への位置付け ① 「特別支援学校」を追記 ② 「小・中学校」を追記 「Point!教育課程への位置付け」を追記 2 充実した居住地校交流に向けてへ題目変更 (1) 「居住地校交流を行う上での基盤づくり」を追記 ① 「特別支援学校として」追記 ② 「小・中学校として」追記 「Point!『交流籍』を活用した交流及び共同学習特別支援学校児童生徒の目標設定の考え方」を追記 (2) 事前打合せ ① 年間計画作成のため打合せ ② 具体的な活動内容の打合せ ③ 「事前打合せのポイント」を追記 「Point!事前打合せ～具体例～」を追記 「事前打合せシート例」を追記 (3) 事前学習について 「Point!事前学習～実施例～」を追記 (4) 当日の学習活動について 「Point!間接交流～実施例～」を追記 (5) 事後学習について (6) 評価と改善 (7) 「引継ぎについて」を追記 (後略) ・表2 学習指導要領新旧対応表（幼、小、中、高等学校）を移動 ・表3 学習指導要領解説（幼）を追記 ・表4 学習指導要領解説総則編（小、中、高等学校）を追記 ・表5 学習指導要領解説特別活動編（小、中、高等学校）を追記 ・表6 学習指導要領新旧対応表（特別支援学校）を移動 ・表7 学習指導要領総則（等）編新旧対応表（特別支援学校）を追記 ・表8 居住地校交流についてのチェックリスト追記
---	--

（３）現行ガイドブックへの追記、修正事項

現行ガイドブックと修正版ガイドブックの対応を表４－１に示した。以下に、追記、修正の内容について記す。＜＞は、修正版ガイドブック（案）の項目名を示す。

①＜第１章「交流及び共同学習の意義」１共生社会の実現に向けて＞

ア．＜（２）共生社会に向けた国際的動向と日本の対応＞への追記、修正

交流及び共同学習という言葉が作られた根底は、障害者の権利に関する条約第 24 条にある。条約の批准に当たって、日本が障害者基本法を改正したこと、障害者差別解消法を制定したこと、教育においては文部科学省が、「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」で整理、説明している。これらを具体的にガイドブックへ掲載することが、交流及び共同学習の意義に関する理解啓発につながると考えた。

「Point!」として合理的配慮と基礎的環境整備についての説明を記載した。「交流籍」は、静岡県による基礎的環境整備であること、交流及び共同学習の実施に際して、障害のある子どもへの合理的配慮は必要不可欠であることを記載した。

イ．＜（３）学習指導要領における「交流及び共同学習」＞への追記、修正

交流及び共同学習について、特別支援学校、小・中学校等それぞれの学習指導要領総則編にまとめられている内容の一部を本文に追記した。特に、「交流及び共同学習の２つの側面を分かちがたいものとして捉え、推進していく必要がある。」については、静岡県としても意識していきたい箇所であるため、明記した。巻末には学習指導要領に記載されている交流及び共同学習に関わる内容を全文示した。

ウ．＜（４）静岡県の「共生・共育」の充実＞への追記、修正

静岡県の実施する「交流籍」「共生・共育」については、静岡県総合計画（新ビジョン）、静岡県教育振興計画について位置付けられているため記載した。交流及び共同学習の取組について、「特別支援学級と通常の学級との交流及び共同学習」について、記載がなかったことから修正版ガイドブック（案）に追記した。また「『交流籍』を活用した交流及び共同学習」、「居住地校交流」、「『交流籍』を活用した居住地校交流」と名称が定まっていないため、「『交流籍』を活用した居住地校交流」で統一した。

「Point!」として、静岡県特別支援学校校長会の共生・共育部会が令和元年度に実施した「交流籍のある小・中学校と特別支援学校の現状や交流経験がある高校生と大学生の意識を探るアンケート調査」の結果より、交流及び共同学習の満足度や子どもに与える影響について記載した。特別支援学校、小・中学校の教師へのアンケートの中で、「子どもたちが楽しみにしていたか。」「居住地校交流後、子どもたちに変化はあったか、生活が広がったか。」の質問に対して「はい」と答えた割合を示した集計結果を記載した。さらに、高校生、大学生へのアンケートの中では、「交流及び共同学習が将来の自分に影響がある」と答えた割合を示す集計結果を記載した。また、交流及び共同学習のメリットについて、特別支援学校卒業生、特別支援学校卒業生保護者、高校生、大学生、教師からの経験者の声としてまとめた。多数の生の声の中から、交流

及び共同学習のメリットについて、障害のある方は、生活の幅が広がったこと、自信をもてたことという要素を、障害のない方は、障害理解に限らず、多様な人々を受け入れることや思いやりの心が育ったという要素を選択のきっかけにしてまとめた。さらに、平成 31 年度（令和元年度）7 月、静岡県で実施した『『交流籍』を活用した交流及び共同学習』推進のための講演会の資料（齊藤，2019）を参照し、「共に学ぶ意義」について記載した。これらの 3 種類のデータ記載により、交流及び共同学習の必要性を確認できるようにした。

②＜第 1 章『交流及び共同学習の意義』2『交流籍』制度の基本的な考え方＞

ア．＜（1）「交流籍」の活用について＞

「交流籍」について、多くの関係者がイメージしやすいように、文末に「交流籍」をワンフレーズで表す言葉を追記した。

イ．＜（2）活動の充実に向けて＞への追記、修正

ここでは、元々記述されていた「教育委員会がパイプ役に」と並べて、特別支援学校、小・中学校の役割について追記した。「静岡県における居住地校交流の推進に関する研究」（国立特別支援教育総合研究所，地域実践研究報告書，2017）において、特別支援学校、小・中学校の専門性を生かした役割が具体的に記載されているが、それを参考にこの項目では、それぞれの役割や姿勢についてまとめた。特別支援学校は、毎年居住地校交流を行う児童生徒がいるため、計画運営のノウハウが積み重なり、実施に当たっては、そのノウハウを生かしながらコーディネートしていくことが大切であることを記述した。小・中学校については、特別支援学校の児童生徒がその地域で生活しているため、「地域の子ども」として受け入れ、その保護者や家族の思いを理解し、子ども同士が自然とつながるような配慮や授業計画を、特別支援学校の教師と一緒に考えていくという姿勢について明記した。

③＜第 2 章「体制づくりと具体的な流れ」1 学校の体制づくり＞

第 2 章「体制づくりと具体的な流れ」においては、先述した通り、特別支援学校と小・中学校に分けて記述することとした。

ア．＜（1）「校内組織と体制の工夫」＞への追記、修正

特別支援学校の校内組織と体制を工夫していく上で、大切とされるのが『『交流籍』を活用した交流及び共同学習』の理解啓発である。「Point!」として、特別支援学校による『『交流籍』を活用した交流及び共同学習』の理解啓発の実施例を記載した。理解啓発を特別支援学校の教職員、保護者、小・中学校、地域と 4 者に分けて、インタビュー調査で得られた各学校の取組のエピソードを整理してまとめた。

イ．＜（2）教育課程への位置付け＞への追記、修正

元々、記述されていた教育課程への位置付けについては、特別支援学校によるものであったので、小・中学校の教育課程への位置付けについて、情報交換会等で話し合ったことを整理して追記した。小・中学校における交流及び共同学習は、学習指導要

領解説の特別活動編に記載があり、それを参考にしながら「実際に行う教科と教育活動全般を通して行う特別活動や道徳科と関連付けながら、教育課程に位置付けること」を明記した。「Point!」として、教育課程への位置付け具体例を記載した。交流及び共同学習の具体的な学習内容から、特別支援学校と小・中学校に分けて、目標設定と絡めて教育課程への位置付けをまとめた。

④<第2章「体制づくりと具体的な流れ」2 充実した居住地校交流に向けて>

ア. <（１）居住地校交流を行う上での基盤づくり>への追加、修正

「静岡県における居住地校交流の推進に関する研究」（国立特別支援教育総合研究所. 地域実践研究報告書. 2017）において記載のあった特別支援学校、小・中学校の専門性を生かした役割についての具体例を記述した。特別支援学校は、居住地校交流を実施する児童生徒についての目標や合理的配慮など必要な情報を精選し、伝えることを記載した。小・中学校では、学級担任が子ども一人一人を大切にした学級経営を行っており、様々なニーズのある子どもがいる学級集団で授業づくりをしている学級には、居住地校交流で特別支援学校の児童生徒が参加しやすいことを記載した。さらに、特別支援学校と小・中学校がそれぞれの専門性を生かし、協働して居住地校交流を推進していくことを明確にした図を載せた。「Point!」として、居住地校交流における特別支援学校の児童生徒の目標設定の考え方について整理して記述した。また目標例として、インタビュー調査で得られた情報を元に記載した。

イ. <（２）事前打合せ>への追加、修正

インタビュー調査の結果や「静岡県における居住地校交流の推進に関する研究」（国立特別支援教育総合研究所. 地域実践研究報告書. 2017）において作成された「居住地校交流についてのチェックリスト（通常の学級の教員用）」を参考に、事前打合せのポイントを追記した。また、インタビュー調査で得られた事前打合せシート例を掲載した。「Point!」として「事前打合せ～具体例～」を追記した。

ウ. <（３）事前学習>への追加、修正

インタビュー調査の結果を参考に、「Point!」として、「事前学習～実施例～」を追記した。特別支援学校、小・中学校それぞれの取組を具体的に記載した。

エ. <（４）当日の学習活動>への追記、修正

インタビュー調査の結果を参考に、「Point!」として、「間接交流～実施例～」を追記した。間接交流は、令和2年度の感染症拡大防止の対策として、実施した学校が多かったため、これから間接交流の実施を考える学校に役立てるように記載した。

オ. <（７）引継ぎ>への追加

引継ぎの項目を追加した。ここでは、特別支援学校、小・中学校それぞれで次年度スムーズに居住地校交流ができるよう、内容をインタビュー調査の結果から記載した。

以上を受けて、加筆、修正したものが章末の資料③「修正版『交流籍』を活用した交流及び共同学習（居住地校交流）ガイドブック（案）」である。同ガイドブック（案）は、ガイドブック全体のうち、主に加筆、修正した部分を掲載している。なお、取組の成果として、この同ガイドブック（案）を静岡県教育委員会に提案している。

V. 考察

1. インタビュー調査から

4校へのインタビュー調査より、充実した居住地校交流のための取組について、多くの具体的エピソードを伺うことができた。その中で、各校の校長をはじめ、居住地校交流を推進する教師を含む関係者が、それぞれの学校の特色や実態を把握し、それに対応した取組を工夫していることがわかった。前述した充実した居住地校交流に向けた取り組み方の二つのパターンは、これから居住地校交流の充実に取り組む学校にとって、考慮すべき要素の一つになるであろう。二つのパターンとも、充実した居住地校交流に向けて目指す先が、個々の居住地校交流の充実かつ組織的な居住地校交流の実施であることから、子ども、保護者、担任のみで計画、実施するのではなく、チームとして関係者全員で取り組んでいくことが求められるだろう。その中で、児童生徒、保護者を中心に、県教育委員会、市町教育委員会などの行政機関、特別支援学校、小・中学校それぞれの管理職、特別支援教育コーディネーター、担任が、それぞれの役割を担って居住地校交流を作り上げることが大切である。

2. 修正版ガイドブック（案）の活用について

本章におけるインタビュー調査では、現場の教師の貴重な実践から出てきた成果や課題を、生の声として伺うことができた。また、静岡県特別支援学校長会によるアンケート結果からは、交流及び共同学習を実施している特別支援学校、小・中学校の教師からは、実施の状況、交流及び共同学習を経験した高校生、大学生からは、交流及び共同学習の影響等について貴重な情報を得た。さらに、第3章で示した保護者インタビューの調査結果から、保護者の考える居住地校交流のよさや今後に期待することなどの意見を伺うことができた。「静岡県における居住地校交流の推進に関する研究」（国立特別支援教育総合研究所、地域実践研究報告書、2017）で得た知見、充実した居住地校交流を計画、実施するための要素ごとに、これらの具体的なエピソードを、修正版ガイドブック（案）に盛り込むことを意識し、加筆、修正を重ねてきた。具体的なエピソードは、実際に居住地校交流に取り組む関係者にとって、「どのように考え、計画したらよいか」「どのように理解啓発を行ったらよいか」等について検討を行うための一助になることが期待される。

令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、研究活動に制限があり、市町教育委員会、小・中学校の教師や児童生徒へ向けた調査を行うことはできなかったが、今後は、市町教育委員会、小・中学校教師、及び児童生徒に対する調査を行い、

そこから得られた具体的なエピソードも反映する必要があると考えられる。それぞれの立場の関係者が、この修正版ガイドブック（案）を身近に感じ、内容を確認し、活用することで、任せられている役割遂行の手助けになることを願い、今回まとめた修正版ガイドブック（案）を静岡県教育委員会に提案する。

3. 交流及び共同学習から共生社会を目指して

交流及び共同学習については、障害のある児童生徒にとってのニーズと、障害のない児童生徒にとってのニーズの両方を視野に入れながら進めていく必要があると考える。障害のある児童生徒にとってのニーズの一つは、人間が生まれ持っている欲求からくるものである。会沢（2016）は、ドライカースの言葉を引用し、「人間にとって最も重要な要求は、『集団の中で居場所を確保し、大切な存在であると認められたい』という所属欲求であると考えている。」と述べている。さらに「この欲求は、マズローの『欲求の階層説』に当てはめると、③所属と愛の欲求、④承認の欲求に該当するのではないかと。つまり、『所属したい、愛されたい、認められたい』という欲求である」と述べている。普段は個々の教育ニーズに応じて、特別な場で学習を行っている児童生徒においても、この人間の生まれながらに持っている欲求の保障を考慮し、共に学ぶことができる場を提供していく必要があると考える。さらに、共に学ぶことができる場の提供ができた先に、交流及び共同学習を行う中で、学習の目標と内容を明確にすることが重要であると考え。第3章「保護者の視点から交流及び共同学習を考える」の考察では、「新しい友だちとの出会いがあり、その友達の模倣をすることで、自分で考え、そして模倣を繰り返すことで学習に必要なスキルが身に付く。このことが自信となり学習に楽しく取り組むようになる。その後、また新たな友だちへ意識が向かう。このように、好循環も生まれてくるのではないかと考えた。また、友達を意識することで友達との違いに気付くという自己理解の促進にもつながるのではないだろうか。」と述べている。このように交流及び共同学習が、学習内容の獲得や自己理解の促進につながると考えられるので、共に学ぶことで何を学ばせたいか、そのためにどんな学習をしたらよいかを明確にすることが求められるだろう。他にも齊藤（2019）は、「共に学ぶことは、障害のある児童生徒にとって、同世代の児童生徒と同じ文化を共有できること、特別な場で身に付けた力の使い方を学ぶ機会を得られること、地域の中で理解者が増え支援の輪が広がることが期待できる。」と述べている。このように、交流及び共同学習において障害のある児童生徒の学びを保障することで、多くの成果を挙げられることが期待できる。

障害のない児童生徒にとって、障害のある児童生徒と触れ合うことは、様々な価値観、多様性を受け入れる心が育つ機会をもつことができる。「共に学ぶこと」で、障害全般について知らなくても、共に学んでいるその子のことは知るという経験を積むことができる。この経験は小さいうちから楽しく取り組んでいけるといっそうよい。このことに類似する内容は、第3章の保護者へのインタビュー調査において、対象者の発言からも聞かれた。さらに齊藤（2019）は、「障害のない児童生徒にとって、共に学ぶことの経験が土台となり、中学、高校と成長するにつれて、お互いの良さや自分の良さに気付けるようになり、やがては今後、共生社会を担う子どもたちを育てるこ

とにつながるといえるのではなかろうか。」と述べている。Ⅲ－２－（３）で示したように、インタビュー調査では、「居住地校交流の意義」について伺った。その回答の中から、障害のない者にとっての意義を「共生社会を目指した取組で、将来に向けて、障害のある者の理解が進むとともに、人々の様々な価値観や多様性を受け入れる者が増えるための取組である」と考えた。今、世界や国内では、「SDGs」を掲げ、誰一人取り残さない理念の下、人々の様々な価値観や多様性を受け入れる社会づくりについて、多様な人々から発信されている。この世界や日本の流れと合わせて、交流及び共同学習の取組の充実、共生社会形成に向けた重要な柱として、実践していきたいと考える。

４．『交流籍』を活用した居住地校交流に期待すること

障害者権利に関する条約の批准や、日本国内での法整備などから、世の中はこれまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった障害者等が、積極的に参加・貢献していくことができる共生社会の実現に向けて変化してきている。教育においても、インクルーシブ教育システムの構築を目指し、文部科学省や特別支援教育に携わる有識者が、議論を重ね方向性や具体的な取組を模索しているところである。静岡県が『交流籍』を活用した居住地校交流は、インクルーシブ教育システム構築に向けた一つの方策であるといえる。静岡県の「交流籍」とは、「特別支援学校の児童生徒が、居住する地域において、小・中学校の友達やそのまわりの人々と共に学び、共に生活することを促すための『情報共有ツール』」と考えられる。この「交流籍」をきっかけに、特別支援学校に在籍する児童生徒の理解が進み、地域の子として、小・中学校に在籍する児童生徒との垣根がなくなり、居住地校交流が当たり前に行うものとして定着することを期待したい。またその先には、交流及び共同学習が、障害のある者と障害のない者が分かれて学習していることを前提に生まれた学習の形態であることを考えると、個々の教育ニーズを保障しながらも、同じ学習テーマの下、それぞれの児童生徒に応じた学習目標や教材を用意し、共に学ぶことができる状況や環境が整うことが期待される。中央教育審議会初等中等教育分科会（2021.1）の報告では、「個別最適な学びと協働的な学びの実現」「連続性のある多様な学びの場の保障」について言及している。この報告を具体化していくことで、交流及び共同学習の仕組みや方法が変わってくる可能性があることを視野に入れながら、今できるインクルーシブ教育システム構築に向けた取組を充実させることが求められるだろう。

令和２年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止の影響により、共に学ぶ取組が十分に行えない状況にあった。しかしこの状況下の対策として、ICTを活用した遠隔での学習の取組が多く教育現場で実施されている。本章におけるインタビュー調査でもインターネットを活用したオンラインでの実践を伺うことができた。「交流籍」を活用した交流及び共同学習においても、世の中の状況に対応しながら、直接的にも間接的にも、個々の目標達成のための学習内容を工夫することが求められていくと考える。今回の修正版ガイドブック（案）にあるような『交流籍』を活用した居住地校交流が充実するように邁進していきたい。

文献

会沢信彦(2016). 教師のためのアドラー心理学. 子どもの心と学校臨床. 第14号, 45-54
分藤賢之・齊藤由美子(2021). 交流及び共同学習の展開. 肢体不自由児教育, 248号, 6-17
遠藤麻衣子(2018). 静岡県における居住地校交流の推進に関する研究. 平成29年度独立行政法人国立特別支援教育総合研究所地域実践研究員成果報告書.

外務省. JAPAN SDGs Action Platform.

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sdgs/index.html> (令和2年12月22日閲覧).

井上久美子(2017). 静岡県における居住地校交流の推進に関する研究. 平成28年度独立行政法人国立特別支援教育総合研究所地域実践研究員成果報告書.

岩手県立総合教育センター(2013). 交流及び共同学習ガイドブック. 教育支援相談担当.

www1.iwate-ed.jp/tantou/tokusi/h25kouryuuseki.html (令和2年10月9日閲覧).

文部科学省(2012). 共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告). 中央教育審議会初等中等教育部会.

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/044/houkoku/1321667.htm (令和2年11月5日閲覧).

文部科学省(2017). 幼稚園教育要領.

文部科学省(2017). 小学校学習指導要領.

文部科学省(2017). 小学校学習指導要領解説 総則編.

文部科学省(2017). 小学校学習指導要領解説 特別活動編.

文部科学省(2017). 中学校学習指導要領.

文部科学省(2017). 中学校学習指導要領解説 総則編.

文部科学省(2017). 中学校学習指導要領解説 特別活動編.

文部科学省(2017). 特別支援学校幼稚部教育要領 小学部・中学部学習指導要領.

文部科学省(2018). 幼稚園教育要領解説.

文部科学省(2018). 高等学校学習指導要領.

文部科学省(2018). 高等学校学習指導要領 総則編.

文部科学省(2018). 特別支援学校教育要領・学習指導要領解説総則編(幼稚部・小学部・中学部).

文部科学省(2019). 特別支援学校高等部学習指導要領.

文部科学省(2019). 特別支援学校高等部学習指導要領解説 総則等編.

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/ (令和2年11月5日閲覧).

文部科学省(2018). 学校における交流及び共同学習の推進について～「心のバリアフリー」の実現に向けて～ 心のバリアフリー学習推進会議.

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1397010.htm (令和2年12月22日閲覧).

文部科学省(2019). 交流及び共同学習ガイド.

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/1413898.htm (令和2年12月22日閲覧).

文部科学省(2020). 新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議報告(案) 調査研究協力者会議等(初等中等教育).

https://www.mext.go.jp/content/20201222-mxt_tokubetu01-000011890_2.pdf

(令和3年1月27日閲覧).

文部科学省(2021). 「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す, 個別最適な学びと, 協働的な学びの実現～(答申) 中央教育審議会初等中等教育部会.

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo4/houkoku/1382996_00006.htm (令和3年1月27日閲覧).

新潟県特別支援学校長会(2014). 新潟県交流及び共同学習実践ガイドブック.

www.nishitoku.city-niigata.ed.jp/guide/guide.html (令和2年10月9日閲覧).

齊藤由美子(2016). 手厚い支援を必要としている子どものための情報パッケージぱれっと(PALETTE), 156-177.

齊藤由美子・遠藤麻衣子(2019). 交流及び共同学習のポイント. 実践障害児教育, 552号, 10-13, 23-26.

齊藤由美子(2019). インクルーシブ教育システムを推進する交流及び共同学習～共生社会の担い手を育むために～静岡県「交流籍」を活用した交流及び共同学習推進のための講演会資料. (未公刊)

静岡県教育委員会(2016). 静岡県における共生社会の構築を推進するための特別支援教育の在り方について―「共生・共育」を目指して―.

<https://www.pref.shizuoka.jp/kyouiku/kk-070/documents/arikata.pdf> (令和2年12月22日閲覧).

静岡県(2018) 静岡県総合計画, 121.

www.pref.shizuoka.jp/kikaku/ki-030/documents/sin-vision2018.pdf (令和2年12月22日閲覧).

静岡県、静岡県教育委員会(2018). 静岡県教育振興基本計画, 37.

www.pref.shizuoka.jp/bunka/bk-170/documents/keikaku.pdf (令和2年12月22日閲覧).

静岡県教育委員会特別支援教育課(2019). 「交流籍」を活用した交流及び共同学習ガイドブック. (未公刊)

静岡県特別支援学校校長会(2020). 居住地校交流に関するアンケート. 交流経験がある高校生、大学生の意識を探るアンケート調査結果. (未公刊)

(紅林亜朋(令和2年度地域実践研究員))

資料①インタビュー質問項目

地域実践研究「交流及び共同学習の充実に関する研究」
～静岡県「交流籍」を活用した交流及び共同学習ガイドブックの内容充実～

インタビュー項目

時 期：令和2年9月中旬～10月上旬

方 法：半構造化面接

時 間：約60分

質問方法：各校の実践に関する資料を事前にいただき、研究員が内容を整理する。
インタビュー項目の中から重点的に聴きたい内容をインタビューする。

1. 居住地校交流の工夫と課題

- ① 事前の打合せについて
 - ・保護者との打合せ（個別の教育支援計画への反映）
 - ・学校間との打合せ
- ② 目標設定と評価（年間指導計画や個別の指導計画、長期目標と短期目標）
 - ・学校について（特別支援学校、小・中学校）
 - ・学級について（交流するクラス）
 - ・子ども一人一人について（特別支援学校、小・中学校）
- ③ 居住地校交流当日の計画について
- ④ 事前学習について（特別支援学校、小・中学校、それぞれで）
- ⑤ 当日の学習について
- ⑥ 事後の学習について（特別支援学校、小・中学校、それぞれで）
- ⑦ 間接交流について
- ⑧ 次年度への引継ぎについて（長期的目標の振り返り等も含む）

2. 学校の体制づくりの工夫と課題

- ① 校内組織について
- ② 教育課程の位置付けについて
- ③ 諸手続き（交流籍名簿の作成、実施手続き等）について

3. 居住地校交流の普及についての工夫と課題

- ① 校内職員への理解啓発について
- ② 学区内の小・中学校等への理解啓発について
 - ・研修会、学習会の設定
 - ・情報発信（おたより、掲示板、ホームページ等）の方法 など
- ③ 保護者への理解啓発について

4. 居住地校交流の意義について

5. その他

資料②インタビュー説明文

『交流籍』を活用した交流及び共同学習ガイドブック」の内容充実
のための居住地校交流に関するインタビュー 説明文

本日のインタビューは、交流及び共同学習の居住地校交流について、推進している先生に直接お話をおうかがいするものです。本日は、事前にお渡ししたインタビュー項目の中から、前もっていただいた資料等を参考に、研究員が具体的にお聴きしたい項目について、お話をおうかがいします。

インタビューをさせていただきますのは、国立特別支援教育総合研究所の令和2年度地域実践研究員で、吉田特別支援学校所属の紅林亜朋です。なお、同じく〇〇と〇〇がZOOMを使用して、同席させていただきます。〇〇は、記録係も兼ねます。

本日のインタビューはおよそ60分を予定しています。インタビュー実施中、体調等優れない場合などは、ご遠慮なくお知らせください。また、途中からでもインタビューへの参加を撤回することができますので、お知らせください。

本日のインタビューでいただきました回答は、研究の目的以外には使用しないことを堅くお約束いたします。

また、インタビューの際には、後に内容を再確認するために、ZOOMに録画させていただきます。確認終了後には録画データを確実に消去します。

インタビューで得られた回答結果は、報告書にまとめ、研究所のHPや学会等において公表する場合があります。また、静岡県の「『交流籍』を活用した交流及び共同学習ガイドブック」へ個人情報に係る内容を掲載する場合には、静岡県教育委員会を通じて、教育委員会の手続きに従って行います。

なお、回答の情報は電子データとして保存します。その際にはパスワードをかけた上で適切に管理します。なお、事故等による不測の事態に備え、電子媒体にバックアップを保存しますが、電子媒体は鍵のかかる保管庫にて適切に管理いたします。

最後に、本日のインタビューを行うに当たりまして、お手数ですが、事前にお送りしました研究協力承諾書のご記入をお願いいたします。また、インタビュー終了以降、回答した内容を撤回したい場合にはお配りしました研究協力撤回書を下記「本件照会先」までお送りいただくか、メールにてお知らせいただきますようお願いいたします。

【本件照会先】

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所

令和2年度地域実践研究員

紅林 亜朋（静岡県立吉田特別支援学校 教諭）

Tel：046-839-6904（直） E-mail:kurebayashi-04@nise.go.jp

(2) 共生社会に向けた国際的動向と日本の対応

① 障害者の権利に関する条約の精神

「障害者の権利に関する条約」は、障害者に関する初めての国際条約です。教育については第 24 条に、同条約が求めるインクルーシブ教育システム（inclusive education system）について、人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みであり、障害のある者が一般的な教育制度（general education system）から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」（reasonable accommodation）が提供されること等が必要であると掲載されています。我が国も、国内法の整備を進め、平成 26 年 1 月に批准をしました。

② 我が国における法整備

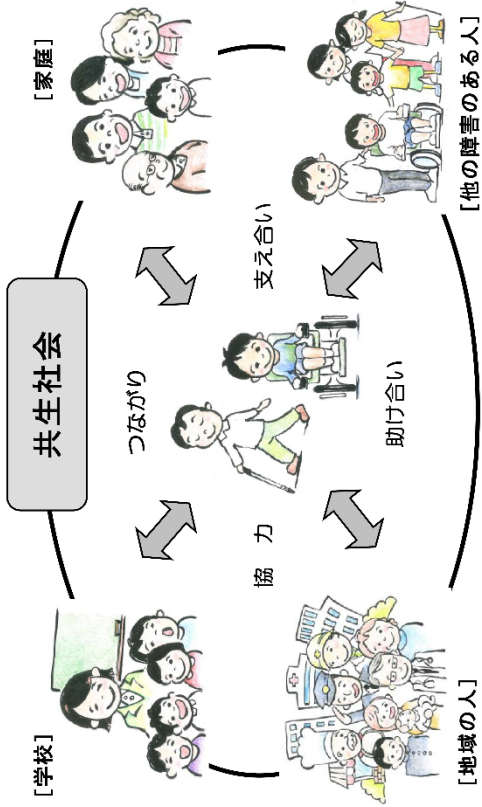
障害者基本法の改正

こうした動向を受け、我が国では平成 25 年 6 月「障害者基本法」を改正し、教育に関しては以下のことを示し、学校現場で推進していくこととなりました。

- ◎障害者が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため、可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実に努める等必要な施策を講じなければならない。（第 16 条）
- ◎障害者である児童及び生徒と障害者でない児童及び生徒との交流及び共同学習を積極的に進めることによって、その相互理解を促進しなければならぬ。（第 16 条 3 項）

第1章 「交流及び共同学習」の意義

1 共生社会の実現に向けて



(1) 互いを尊重する心の育成を目指して

地域社会には、子どもや大人、障害のある人や障害のない人、外国籍の人など、様々な人々が関わり合いながら暮らしています。これからはこうした様々な人々が支え合い、生き生きと暮らすことのできる地域づくりをより一層進めていくことが大切です。

学校教育においても、幼稚園や小・中・高等学校、特別支援学校の幼児児童生徒（以下、児童生徒等という）が、障害のあるなしに関わらず交流し、共に活動することを通じて豊かな心を育む取組の充実が求められます。このような交流を進めることは、障害のある児童生徒等がこれまでに以上に自分のできる形で周囲に貢献したり、主体的に地域社会に参画する意欲を高めたりすることにつながります。さらには、交流に取り組む全ての児童生徒等の互いの理解を深めることにとどまらず、「社会には様々な立場や考え方の異なる人がいることは当たり前である」という多様性を尊重する意識を育むことができます。児童生徒等が思いやりを持ち、互いを尊重することのできる大人へと成長していく姿が、交流を通じて期待されています。

障害者差別解消法の制定

障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成 25 年 6 月、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（いわゆる「障害者差別解消法」）が制定されました。静岡県教育委員会は、その第 10 条第 1 項の規定に基づき、また、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針に即して、静岡県教育委員会事務局及び教育機関に勤務する職員へ向けて、「静岡県教育委員会における障害を理由とする 差別の解消の推進に関する対応マニュアル」を策定しました。障害者差別解消法にある「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮の提供」に関する基本的な考え方、それらの具体例が示されています。

教育における方向性

教育の分野においては、文部科学省が平成 24 年 7 月に「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」（以下、報告という）を以下のような観点で、整理・説明しています。

1. 共生社会の形成に向けて
2. 就学相談・就学先決定の在り方について
3. 障害のある者が十分に教育を受けられるための合理的配慮及びその基礎となる環境の整備
4. 多様な学びの場の整備と学校間連携等の推進
5. 特別支援教育を充実させるための教職員の専門性の向上等

※「合理的配慮」について、P 4  参照



『合理的配慮』と『基礎的環境整備』

「合理的配慮」とは

障害のある子どもが、他の子どもと平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、障害のある子どもに対して、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要とされるもの」であり、「学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないものである。

「基礎的環境整備」とは

国、都道府県、市町村、及び学校がそれぞれの立場から合理的配慮の基礎となる教育環境の整備を行っており、これらを「基礎的環境整備」としている。

「基礎的環境整備」は、「合理的配慮」と同様に体制面、財政面を勘案し、均衡を失した又は過度の負担を課さないよう留意する必要がある。また、「合理的配慮」は、「基礎的環境整備」を基に個別に決定されるものであり、それぞれの学校における「基礎的環境整備」の状況により、提供される「合理的配慮」は異なることとなる。

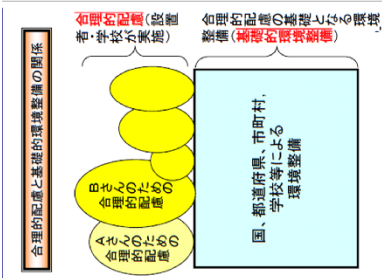
（静岡県における共生社会の構築を推進するための特別支援教育の在り方について）
— 「共生・共育」を旨として— 平成 28 年 4 月静岡県教育委員会より）

学校における合理的配慮の観点(3観点11項目)

- ① 学習内容の調整
 - ①-1-1 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮
 - ①-1-2 学習内容の変更・調整
- ② 教材の提供
 - ②-1-1 情報・コミュニケーション及び教材の配慮
 - ②-1-2 学習機会や体験の確保
 - ②-1-3 心理面・健康面の配慮
- ③ 支援体制
 - ③-1-1 専門性のある指導体制の整備
 - ③-1-2 幼児・児童・生徒、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮
 - ③-2 災害時等の支援体制の整備
 - ③-3 校内環境のバリアフリー化
- ④ 施設・設備
 - ④-1 交通、障害の状態及び特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮
 - ④-2 災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮
 - ④-3

基礎的環境整備(8観点)

- ① ネットワークの形成・連携性のある多様な学びの場の活用
- ② 専門性のある指導体制の確保
- ③ 個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成等による指導
- ④ 教材の提供
- ⑤ 教材・教材の活用
- ⑥ 専門性のある教員、支援員等の人的配慮
- ⑦ 個に応じた指導や学びの場の設定等による特別な指導
- ⑧ 交流及び共同学習の推進



「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための

特別支援教育の推進（報告）」中央教育審議会初等中等教育分科会資料より

交流及び共同学習の推進は、基礎的環境整備にも位置付けられています。

「交流箱」は静岡県による基礎的環境整備の一つです。

③ 日本における特別支援教育と交流及び共同学習

図1は、文部科学省が「日本における特別支援教育」としてパンフレットに使用している説明の図を引用したものです。日本において、特別支援教育は、障害のある子どもが在籍しているすべての幼稚園、小学校、中学校、高等学校等において行われ、学校全体で子どもを支援することとなっています。また、特別支援学校では、専門性を活かした特別支援教育を行います。障害のある子どもは、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校と、連続性のある「多様な学びの場」で学んでいます。この図には、交流及び共同学習も位置付けられています。交流及び共同学習は、日本がインクルーシブ教育システムを進める上での要となる取組であると言えます。

日本における特別支援教育(文部科学省パンフレットより) 「交流及び共同学習」はインクルーシブ教育システムの鍵概念！

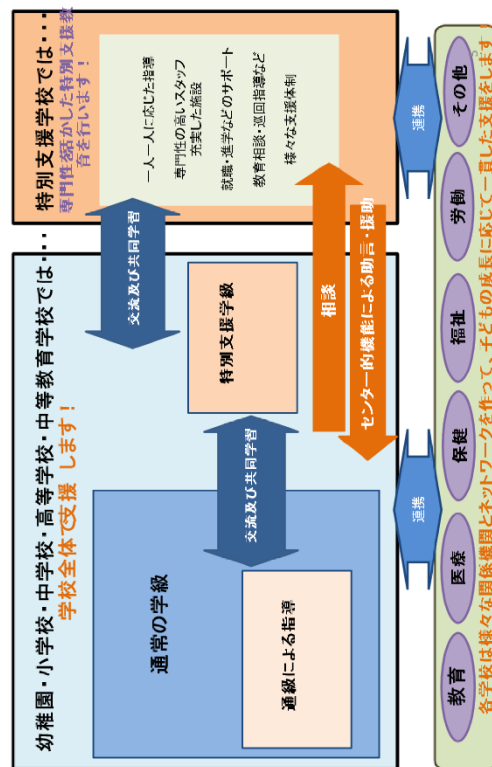


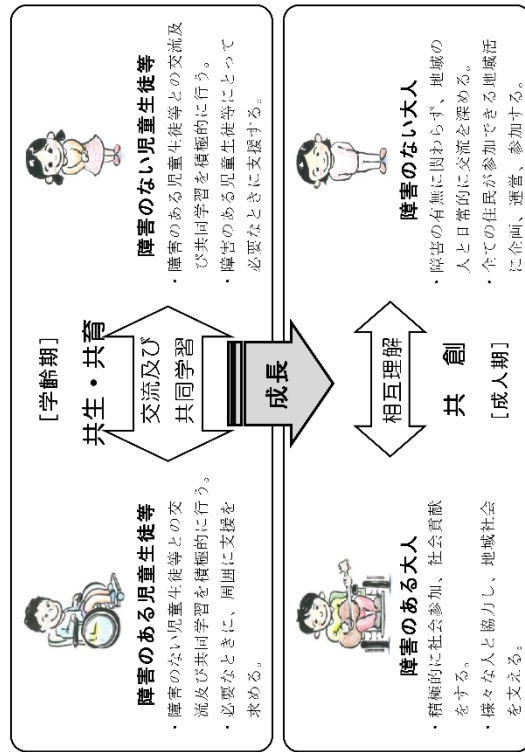
図1 日本における特別支援教育と交流及び共同学習

静岡県「交流箱」を活用した交流及び共同学習推進のための講演会

令和元年7月 国立特別支援教育総合研究所 齊藤由美子総括研究員講演資料より

④ 交流及び共同学習を推進するために

共生社会の形成を促進するためには、担い手となる人材の育成が学校教育段階から重要となります。同報告の「4. 多様な学びの場の整備と学校間連携等の推進 (3) 交流及び共同学習の推進」では、特別支援学校と幼・小・中・高等学校との間、また、特別支援学校や特別支援学級に在籍する障害のある児童生徒等にとっても、障害のない児童生徒等にとっても、共生社会の形成に向けて、経験を広め、社会性を養い、豊かな人間性を育てる上で、大きな意義を有するとともに、多様性を尊重する心を育むことができれば」としています。このように障害のある児童生徒等にとっても、様々な触れ合いの経験を重ねることで地域の一員としての社会体験を広げたり、積極的に人や物事と関わる力を身に付けたりすることができ、充実した生活につながることに、障害のない児童生徒等にとっても、障害のある人が必要ときに自然に言葉をかけて手助けするなどの行動や、人々の多様な在り方を理解し、地域の社会のすべての人と共に支え合う意識の醸成につながるかと考えます。(図2)



※「共創」とは、多様な価値観を認め合いながら、積極的に社会づくりに参画し行動すること。
(静岡県で使用)

図2 共生社会の形成に向けたイメージ

(3) 学習指導要領における「交流及び共同学習」

学習指導要領では、幼稚園や小・中・高等学校、特別支援学校の全てにおいて交流及び共同学習の意義について触れ、これまでの改訂を重ねる度にその充実が図られてきました。

幼稚園教育要領及び小学校・中学校学習指導要領（平成 29 年 3 月告示）や、高等学校学習指導要領（平成 30 年 3 月告示）では、「障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習の機会を設け、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むようにすること」としています。さらに、小学校（中学校）学習指導要領解説総則編には、「障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習は、児童生徒が障害のある幼児児童生徒とその教育に対する正しい理解と認識を深めるための絶好の機会であり、同じ社会に生きる人間として、お互いを正しく理解し、共に助け合い、支え合って生きていくことの大切さを学ぶ場でもあると考えられる。」とされています。

また、特別支援学校幼稚部教育要領及び小学部・中学部学習指導要領（平成 29 年 4 月告示）や、高等部学習指導要領（平成 31 年 2 月告示）でも、「障害のない幼児児童生徒との交流及び共同学習の機会を設け、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むようにすること」としています。さらに、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領解説総則編では、「障害者である児童及び生徒と障害者でない児童及び生徒が一緒に参加する活動は、相互の触れ合いを通じて豊かな人間性を育むことを目的とする交流の側面と、教科等のねらいの達成を目的とする共同学習の側面があるもの」と考えられる。『交流及び共同学習』とは、このように両方の側面が一体としてあることをより明確に表したものである。したがって、この二つの側面を分かちがたいものとして捉え、推進していく必要がある。交流及び共同学習は、児童生徒が他の学校の児童生徒と理解し合うための絶好の機会であり、同じ社会に生きる人間として、互いを正しく理解し、共に助け合い、支え合って生きていくことの大切さを学ぶ場でもありと考えられる。」とされています。（下線部分は、静岡県教育委員会が特に大切であると考えたため、加筆している。）

それぞれの学校段階や場において、教育活動全体を通じて交流及び共同学習を計画的・組織的に進めることで、児童生徒等の互いを尊重する心と他者と協働して生活する態度を育むことの大切さを示しています。

※学習指導要領における「交流及び共同学習」に関する記載は、巻末資料参照。

(4) 静岡県の「共生・共育」の充実

静岡県では、「共生・共育」の推進について、静岡県総合計画（新ビジョン）に示し、静岡県教育振興計画にも位置付けられています。さらに、静岡県教育委員会では、平成 28 年 4 月に「静岡県における共生社会の構築を推進するための特別支援教育の在り方についてー『共生・共育』を旨としてー」を策定しました。ここでは、心のユニバーサルデザインの視点に立ち、障害のある児童生徒等も障害のない児童生徒等も居住する地域社会の中で支え合うとともに、個々の教育的ニーズに応じた適切な教育を行う「共生・共育」を推進しています。そして、こうした取組を社会全体に広げることで、本県における共生社会の形成を目指しています。

こうした流れの中、これまでの交流及び共同学習では、「学校間交流」「地域交流」「居住する地域の学校における交流及び共同学習（以下、居住地域交流という）」「特別支援学級と通常の学級との交流及び共同学習」の四つの取組を中心に、進めてきました（表 1）。

表 1 交流及び共同学習の四つの取組

学校間交流	特別支援学校の児童生徒等と、特別支援学校のある周辺地域の幼稚園及び小・中学校等の児童生徒等が、各教科、外国語活動、特別活動、総合的な学習の時間などを共にを行います。
地域交流	特別支援学校の児童生徒等と、特別支援学校のある周辺地域の住民等が、学校行事や地域活動などを共にを行います。
居住地域交流	特別支援学校小学部又は中学部に在籍する児童生徒が居住する地域にある小・中学校の児童生徒と、各教科、外国語活動、特別活動、総合的な学習の時間などを共にを行います。
特別支援学級と通常の学級との交流及び共同学習	特別支援学級に在籍する児童生徒が通常の学級の児童生徒と、各教科、外国語活動、特別活動、総合的な学習の時間などを共にを行います。

現在の特別支援学校には、居住する地域を離れて近隣の地域にある特別支援学校に通う児童生徒が多数在籍しています。そうした児童生徒が小学部から高等部までの間、特別支援学校に在籍した場合には、居住する地域を離れて他の地域における学校生活を 12 年間送ることになり、居住する地域の一員としての存在が薄れがちになります。そこで、特別支

援学校の児童生徒に対する「地域の子ども」としての周囲の理解をこれまでに深めることを目指し、居住する地域の小・中学校に副次的な籍を置くことにしました。この副次的な籍を、本県では「交流籍」と呼称することになりました。この「交流籍」を活用することによって、これまで行われてきた居住地校交流の取組のさらなる充実と発展を図ることが期待されます。

「交流籍」を活用した居住地校交流では、特別支援学校の児童生徒が居住する地域の小・中学校での交流及び共同学習を行うだけではなく、「地域の子ども」であることを地域全体が受け止め、支え合う基盤づくりを進めていくことが大切です。例えば、居住地校交流の取組を重ねるにつれ、特別支援学校の児童生徒が防災訓練等の地域行事に積極的に参加し、地域とのつながりを強くしていくことが考えられます。このような取組を重ねながら、特別支援学校の児童生徒の地域生活における自立と社会参加に向け、「交流籍」を活用した居住地校交流の推進を図る必要があります（図3）。

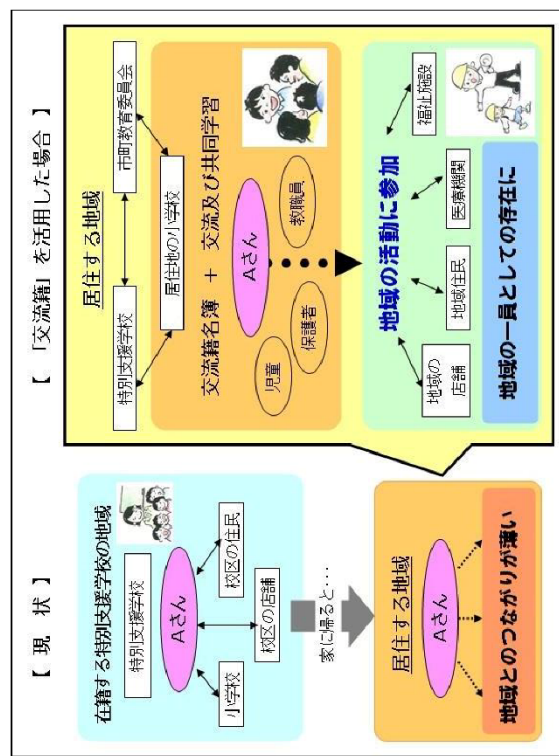
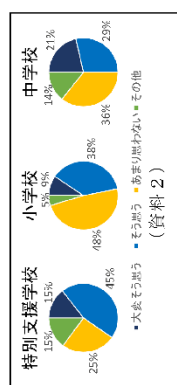
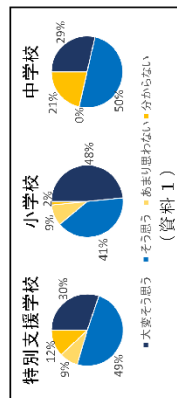


図3 「交流籍」を活用した居住地校交流のイメージ

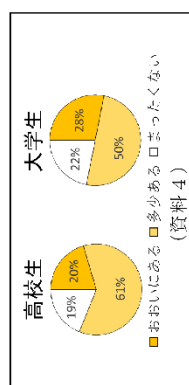
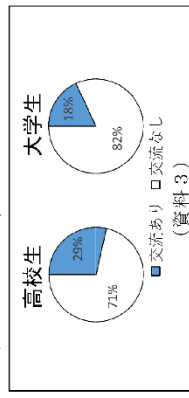


交流及び共同学習 アンケート 経験者(高校生・大学生・教員など)より

静岡県特別支援学校校長会は、県内の特別支援学校や小・中学校で居住地校交流を担当する教員（対象 610 名）に向けて、交流及び共同学習に関する調査を行いました。このアンケートで、「子どもは、居住地校交流を楽しみにしていますか。」という質問に対し、特別支援学校は 79%、小学校は 89%、中学校は 79%が「楽しみにしていた」と答えています。（資料1）「居住地校交流後、子どもたちに変化はありましたか。生活が広がりましたか。」という質問では、特別支援学校は 70%、小学校は 47%、中学校は 50%という結果でした。（資料2）



また、高校生・大学生（対象 2139 名）に特別支援学校生との交流及び共同学習に関する調査を行いました。このアンケートで、小・中学校で特別支援学校との交流経験があった高校生・大学生は全体の 29%で、大学生は 18%という結果を得られました。（資料3）



交流の感想で、将来の自分に対しての影響については、高校生は 81%、大学生は 78%が「影響がある」と考えており、交流及び共同学習がその場だけの経験や障害理解にとどまらず、自らの生き方や夢に影響を与える価値のある活動となっていることが確認できました。（資料4）

交流圏のある小・中学校と特別支援学校の現状や交流経験がある高校生、大学生の意識を探るアンケート調査結果より
（静岡県特別支援学校校長会 共生・共育部会 令和元年度実施）



交流及び共同学習 経験者の声

特別支援学校生

保護者

みんながやっていることを一個でも知れたらいいな。自分もこうやって生活しているんだよと生活の一部をみせない。(視覚特別支援学校 男性)

子どもも家族も地域のことを知るきっかけになり、近所とのつながりができた。地区のお祭りや成人式で、声をかけてもらえた。(特別支援学校卒業生 保護者)

中学校との交流を通して、進学先を特別支援学校の高等部だけでなく、高等学校も考えようになり、今があります。(聴覚特別支援学校卒業生 男性)

高校生

大学生

様々な人たちと自然な会話ができるようになると思う。(高校生 男性)

困っている人がいたら、声を掛けられるようになりたい。(高校生 女性)

多様な人々と関わることを大切さを学んだ。(大学生 男性)

様々な人が一緒に生活している。お互いを否定しないで生活するようになっていった。(大学生 女性)

「〇〇君ってこんな工夫をするよみんなと一緒にできるんだよ」って話していたのを、今でも覚えてます。(高校生 男性)

教員

子どもたちは、「自分とは違う特性」ということは意識せず、皆同じように接し、仲良くしていた。(小学校 教員)

思いやりや心の余裕を気づかう心が育っていると思います。(中学校 教員)

人前であいさつしたり、一緒に活動できたりしたことが、特別支援学校の児童生徒の自信につながっていると思う。(特別支援学校 教員)

交流幅のある小・中学校と特別支援学校の現状や交流経験がある高校生、大学生の意識を探るアンケート調査結果より
(静岡県特別支援学校校長会 共生・共育部会 令和元年度実施)
「交流及び共同学習を経験した児童生徒の保護者に対するインタビュー調査」より
(国立特別支援教育総合研究所 令和2年度交流及び共同学習の充実に関する研究)



交流及び共同学習

～共に学ぶ意義について～

＜障害のある子どもにとって＞

- ☆合理的配慮があることによって、障害のない子どもたちと同じ場での学びが保障される。(学びの目標は各々)
- ☆同世代の子どもたちと同じ文化を共有する。
- ☆特別な場で身に付けた力をどう使うかを学ぶ機会となる。
- ☆地域の中で知っている人が増え、支援の輪が広がる。

＜障害のない子どもにとって＞

- ☆小学校段階では障害者全般については知らなくても、「〇〇ちゃんことはよく知っている」という経験を積む。
- 中学校・高校段階はこの経験が土台となる。
- できるだけ小さいうちから楽しく。
- ☆様々な価値観を受け入れる心が育つ。
- ☆お互いの良さに気づく。自分の良さにも改めて気づく。

静岡県「交流幅」を活用した交流及び共同学習推進のための講演会
令和元年7月 国立特別支援教育総合研究所 齊藤山美子総括研究員講演資料より

2 「交流籍」制度の基本的な考え方

(1) 「交流籍」の活用について

「交流籍」は、県立特別支援学校の小・中学部に在籍する児童生徒が対象となります。そして、その対象となる児童生徒と保護者が交流及び共同学習を希望した場合に居住地校交流を実施します。交流及び共同学習を実施する特別支援学校の児童生徒（以下、交流児童生徒という）の学籍は在籍する特別支援学校（以下、在籍校という）に置きます。

この「交流籍」を置くことにより、交流児童生徒だけでなく、その居住する地域の小・中学校（以下、交流籍校という）の児童生徒が互いに所属意識を高めながら交流及び共同学習を行うことができます。そして、相互に理解を深めることで、豊かな心を育んでいくことを目指しています。

「交流籍」は、「特別支援学校の児童生徒が、居住する地域において、小・中学校の友達やそのまわりの人々と共に学び、共に生活すること」を促すための『情報共有ツール』として、活用していきましよう！

(2) 活動の充実に向けて

① 特別支援学校の役割

充実した居住地校交流を行うために、交流児童生徒の実態や目標を的確に交流籍校に伝えることもとても大切です。交流児童生徒にとつて、居住地校交流は年に数回程度しかない、日ごろの学習の成果を発揮するチャンスととらえ、その日が双方にとつて実のある学習となるように、事前打合せや準備を大切にしましょう。

また、小・中学校に比べて特別支援学校は、居住地校交流を行う児童生徒が毎年いるため、その数多い経験から計画運営に当たるノウハウが積み上がっています。居住地校交流の打合せ、実施にあたっては、そのノウハウを生かしながらコーディネートしていくことが大切となります。

② 小・中学校の役割

交流児童生徒は、その地域で生活しています。小・中学校は、交流児童生徒を「地域の子ども」として受け入れ、その保護者や家族の思いを理解し、子ども同士が自然とつながるような配慮や授業計画を、特別支援学校の担任と一緒に考えていくことが期待されます。

③ 教育委員会がパイプ役に

これまでに行われてきた居住地校交流では、特別支援学校は県教育委員会に実施計画や報告書を提出しますが、実際には特別支援学校と小・中学校の間で様々な調整を図り、実施してきました。「交流籍」を活用した居住地校交流では、市町教育委員会と県教育委員会とが協働して地域や保護者の理解啓発をし、特別支援学校と小・中学校のパイプ役を担いながら、交流児童生徒が地域とのつながりを保ち続けられるように学校の取組を支援していきます。

具体的には、市町教育委員会は就学や転学等の相談過程で「交流籍」の制度に関する説明を保護者へ行うとともに、小・中学校への理解促進及び居住地校交流の充実に向けた指導助言を行います。また、県教育委員会も「交流籍」を活用した居住地校交流の制度を関係機関等へ周知し、実施状況を把握しながら制度の一層の充実に向けて取り組めます。

④ 学習活動のねらいを達成できる工夫を

居住地校交流においては、児童生徒の相互理解を深めるとともに学習活動のねらいを達成させることが大切です。そのために居住地校交流に携わる学級担任等は、領域・教科等の目標を達成できるような活動内容や支援方法を具体的に考えていきます。

また、居住地校交流を無理なく継続するためにも、長期的な見通しの中で取り組んでいくことも大切です。さらに、学校間でアイデアを共有する機会を定期的に持ったり、市町教育委員会や県教育委員会が実施状況を把握して課題改善に向けた学校の支援を行ったりすることが求められています。

第2章 体制づくりと具体的な流れ

1 学校の体制づくり

(1) 校内組織と体制の工夫

① 特別支援学校

居住地校交流を円滑に進めるためには、校内の教職員が「交流籍」を活用した交流及び共同学習の意義を理解し、計画的・組織的に取り組む必要があります。

そのために、管理職や推進役となる特別支援教育コーディネーター等が、推進に関するビジョンや方策を示していくことが求められます。また、校務分掌に居住地校交流を推進する組織を位置づけ、校内の役割分担を行ったり、学校間の連携を図ったりします。他にも、学校だよりやPTA活動等を通じ、保護者や地域に向けた理解啓発を進めることも期待されます。

県教育委員会との書類のやり取りや管理等は、特別支援教育コーディネーター等が中心となって行います。そして、交流児童生徒の学級担任や学年主任の役割を明確にし、活動内容の検討や校内の協力体制の調整を行うことで、円滑に実施できるようになります。居住地校交流の実施後には、特別支援教育コーディネーター等が実施状況や成果と課題を把握し、次年度の体制づくりにつなげていきます。

② 小・中学校

小・中学校においては、居住地校交流を特別支援教育の校内委員会の取組の一つとして位置づけ、管理職や特別支援教育コーディネーター、特別支援学級の学級担任等が構成メンバーとなりチームで進めることが効果的です。そして、障害理解教育の推進やユニバーサルデザインの視点による授業改善、交流児童生徒への配慮や支援方法の充実について、校内の教職員に提示していきます。さらに、教職員だけでなく、居住地校交流に携わる児童生徒へも、「交流籍」を活用することの意義や交流児童生徒への理解を深めていくことが、学びの深まりに向けた大切な取組となります。



特別支援学校による 「交流籍」を活用した交流及び共同学習の理解啓発 ～実施例～

「交流籍」を活用した交流及び共同学習は、特別支援学校側から推進していくことが求められます。推進する上で、理解啓発はとても大切です。特別支援学校の教職員、保護者、地域、それぞれに向けて、特別支援学校が行う工夫は、以下のものがあります。

特別支援学校の教職員への理解啓発	☆「交流籍」を活用した交流及び共同学習の意義や考え方についての研修会を、全職員（高等部含む）で行うことで、学校全体の取組として共通理解を図ることができます。 ☆児童生徒の目標設定や事前打合せの具体的な進め方、評価についてなどを盛り込んだ学習会を対象教職員に行うことで、実施がスムーズになります。 ☆小・中学校等からの交流人事の教員向けに、本ガイドブックの説明をしたり、グループワークでどんな交流が考えられるか話し合ったりする等の研修会を実施することで、今後交流籍校の受け入れ側として特別支援学校の立場を理解した上で、「交流籍」を推進していくことが期待されます。 ☆居住地校交流の意義や取組実践について、職員室に掲示したり、職員会議、学部会等で報告会をしたりすることで、居住地校交流が身近になり、意識向上のきっかけとなります。
保護者への理解啓発	☆就学相談や入学説明会に合わせて、「交流籍」について伝達することや、「交流籍」を活用した交流及び共同学習を正しく知ってもらうことが出来ます。 ☆懇談会で、経験ある保護者からの体験話の時間を設定したり、情報交換をしたりなどすることで、居住地校交流への参加のきっかけとなります。

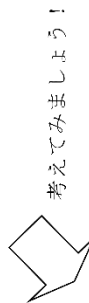


教育課程への位置づけと 目標設定の具体例

＜例1＞知的特別支援学校（Aさん）と小学校（4年生）（仮）

こんな活動しました！！

「茶色のこびん」を合奏しました。楽器は、リコーダー、鉄琴、木琴の学習です。グループ練習、全体合奏という流れで取り組みました。Aさんは鉄琴を使って、曲の一部を演奏します。小学校の児童の様子を見ながらも、自分なりの演奏を行いました。最後の合奏では、みんなと一緒に自分のパートを演奏し、一体感をもてた学習となりました。



考えてみましょう！

小学校の児童

教育課程への位置付け

音楽

目標

- ・互いの楽器の音や副次的な旋律、伴奏を聴いて、音を合わせて演奏することができ。（音楽の目標）
- ・障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習の機会を通して、協働することや、他者の役に立ったり社会に貢献したりすることの喜びを得られることができる。（特別活動の目標）

Aさん

教育課程への位置付け

特別活動

目標

- ・小学校の友達と一緒に活動することができ。（特別活動の目標）
- ・曲が分かり、タイミングよく音を鳴らすことができる。（音楽の内容に関連する目標）
- ・集団に参加するためのきまりを理解することができ。（自立活動の内容に関連する目標）

このように、学習の内容からそれぞれの教育課程へ位置付けることができます。

2 充実した居住地校交流に向けて

(1) 居住地校交流を行う上での基盤づくり

① 特別支援学校として

交流児童生徒について、目標や日頃の様子を交流籍校に正しく伝えることは、居住地校交流を行うに当たり、とても大切なことです。そのために、担任は、教育活動全般を通して、交流児童生徒の好きなこと、得意なこと、コミュニケーションの方法、参加の方法、合理的配慮等を整理します。目標は、年度初めに本人や保護者が居住地校交流に期待すること、望むこと、担任として育てたい力等を確認し、個別の教育支援計画や個別の指導計画等に記載することと共有します。

② 小・中学校として

交流児童生徒にとって、居住地校交流に参加しやすいクラスとは、学級担任が子ども一人一人を大切にした学級経営を行っており、様々な教育的ニーズのある子どもがいる学級集団での授業づくりをしている学級です。そういった学級は、障害のある子どもが居住地校交流を行う際の合理的配慮などを導入しやすいことが確認できています。

さらに、交流及び共同学習は、教科等のねらいの達成も含めて計画・実施されるものであることから、学級の子どもたちと障害のある子どもの実態を把握した上で、それぞれの目標や学習の組み立て方、授業スタイルを考えることが、子どもの主体的な姿を引き出すことにつながります。

特別支援学校と小・中学校が協同して

居住地校交流を推進していくために

それぞれの専門性を生かし、役割を明確にして取り組む

特別支援学校

実施をコーディネートする

・目標を明確にする

・必要な情報の精選

・効果的な伝え方を考える

情報提供

情報共有

地域の小・中学校

・どの子も居心地のよい

学級づくり

・様々なニーズに対応した

授業づくり

図3 特別支援学校と小・中学校との協働のイメージ



「交流籍」を活用した交流及び共同学習 特別支援学校児童生徒の目標設定の考え方

① 本人・保護者の願いや希望の聞き取り

「実施してよかった」と思える「交流籍」を活用した交流及び共同学習の取組は、本人や保護者から願いや希望を伺っておくことがとても大切です。年度初めの個別面談やアンケートを活用して、聞き取りを行うとよいでしょう。しかし、本人や保護者が願いや希望のイメージを持ちにくい場合があります。そのような場合、具体例をいくつか提示し選択することで、願いや目標のイメージを持ちやすくなります。

② 担任による目標設定

本人・保護者から願いや希望の聞き取りができたら、日ごろの学校生活の様子を思い浮かべながら、目標を考えます。この時、担任一人で考えるだけでなく、学年や学部の教員と意見や情報を交換し、共通理解しながら進めていくことも大切なことです。また、「交流籍」を活用した交流及び共同学習に慣れている担任に、推進している校務分掌などが、目標例を提示するのも一つの方法です。

③ 「交流及び共同学習」の二つの側面を意識して目標を考える

学習指導要領には、交流及び共同学習は、「交流」と「共同学習」二つの側面を分ちがたいものとして捉え、推進していく必要があると掲載されています。「交流」の側面は、学習指導要領の特別活動や自立活動などを参考に目標設定し、「共同学習」の側面は、実際に参加する教科等から、その子なりの達成できる目標を考えてみましょう。

(P19 教育課程への位置づけと目標設定の具体例参照)

<特別支援学校児童生徒の目標例>

① 集団の活動に参加する姿

- ・やることが分かり、交流する学級の児童（生徒）と同じ場で活動できる。
- ・友達と同じ活動に取り組むことができる。
- ・大きな集団の中で落ち着いて活動に参加できる。
- ・集団の場に入って、一緒に活動することができる。
- ・教師の支援を受けながら、(ゲームや工作的な、体験的な、体育など)の学習活動に参加することができる。
- ・友達の誘いを受けて、一緒に活動することができる。
- ・友達のまねをしたり、誘いを受けたりして取り組むことができる。
- ・様々な学習に興味を持って、友達と一緒に取り組むことができる。
- ・気持ちを切り替えて、友達と一緒に次の活動に取り組むことができる。

② 友達とかかわる姿

- ・友達からの言葉掛けや働きかけに対して、身振りやサインなどで応えることができる。
- ・絵カードや写真を使って、友達からの働きかけに応えることができる。
- ・友達の誘いを受けたり、ハイタッチをしたりして友達と関わるることができる。
- ・班の友達と一緒に教室移動をしたり、教えてもらいながらグループ学習に参加したりすることができる。
- ・児童（生徒）の顔や名前を覚え一緒に活動して交流を深める。

③ 持っている力を生かして主体的に活動する姿

- ・学級の子どもたちの前で、簡単な自己紹介ができる。
- ・学級の子どもたちの前で、教師と一緒にサインを使って挨拶ができる。
- ・教師や友達の手本を見てやることが分かって、(～など)の活動ができる。
- ・テーマから作りたいものを考えて、造形活動に取り組む。(図画工作)
- ・ルールや順番を守って活動することができる。(体育等)
- ・友達の演奏を聞きながら、一緒に楽器を鳴らして合奏ができる。(音楽)

※ここに取上げた目標例を参考に、担当する児童生徒の目標を具体的に考えてみましょう。

(2) 事前打合せ

学級担任等は、交流及び共同学習の実施が決定すると、電話や訪問をして打合せを行います。この事前打合せが、交流及び共同学習の「成功の鍵」となる重要な取組です。

＜年間計画作成のための打合せ＞

内 容	・ 目的	・ 実施回数、時期	・ 活動内容	・ 場所	・ 時間
準備物	・ 保護者の希望内容	・ 交流児童生徒の様子、支援方法	・ 交流児童生徒の実態、支援方法が分かる資料（写真等も活用）		
留意点等	・ 年間行事予定表	・ 無理なく継続できる計画となるように検討します。	・ 交流及び共同学習を教育課程に位置付けます。必要に応じて、学級担任や特別支援教育コーディネーター等が交流籍校の児童生徒への出前授業を行うことも有効です。		
		・ 交流児童生徒の交流学級を決めます。目標によって、通常の学級、特別支援学級を検討します。			

＜具体的な活動内容の打合せ＞

内 容	・ 目標 ・ 活動内容 ・ 活動場面の配慮点 ・ 教材、教具 ・ 教員の役割分担 ・ 事前、事後学習の内容 ・ 当日の持ち物 ・ 緊急時の安全確認
準備物	・ 交流児童生徒の学習活動における支援方法が分かる資料

＜事前打合せのポイント＞

事前打合せに当たり、「交流籍」を活用した交流及び共同学習が充実するための視点（参照：チェックリスト巻末に掲載）を持って、話し合いを進めることが必要となってきます。その視点を参考に事前打合せシート（例P24掲載）を作成、活用することで、話し合う内容が分かりやすくなり、ポイントを絞った打合せをすることが出来ます。また、事前打合せシートを記録用紙の形にすることで、来年度に向けた引継ぎ資料にもなります。

持ち方

「交流籍」を活用した交流及び共同学習を初めて行う児童生徒や交流籍校においては、できる限り特別支援学校の教員が出向いて、事前打合せを行う方がよいでしょう。実際にイメージしながら、教室や昇降口など確認するこ

とで、交流児童生徒への合理的配慮（交流児童生徒の体調への配慮や施設設備の安全等）を考えることができます。万が一、事故が生じた場合は両校が協力して初期対応に当たり、その後の対応や事故報告・災害給付の手続き等について在籍校が行うことを確認します。事前打合せは、回数を重ねていくうちに、電話やFAX等を活用して、打合せを行うことも考えられます。

「交流籍」の意義の確認

「交流籍」を活用した居住地校交流の意義についてなど、共通理解します。双方の管理職で確認をし、担任同士につないでいくことも大切です。

交流児童生徒と交流学級の情報共有及び目標の共有

交流児童生徒と交流学級の様子について情報を共有します。そのことで、お互いをイメージしながらの目標確認や学習内容決定がしやすくなります。

また、特別支援学校の児童生徒の目標と、小・中学校の学級の目標を確認する必要があります。担任間の目標の共有は、お互いの児童生徒への指導や支援を考えるきっかけとなります。

学習内容の決定

在籍校担任は、交流児童生徒の目標達成が可能な教科等を調整します。その際、交流学級の授業内容を大きく変えず、交流児童生徒の合理的配慮を検討、共有します。交流籍校では、教科等の目標達成を踏まえながら交流児童生徒の理解を深め、さらにはその先の他者理解、人々の多様性を受容する心を育むようにします。

＜学習内容例＞

- ☆国語、大きな単元の間の小単元など
- ☆生活・社会、校外探検、社会科への参加など
- ☆外国語、ALT授業日、自己紹介など
- ☆体育のリズム運動遊び、表現運動など
- ☆図画工作・美術、共同制作、鑑賞など
- ☆技術、プログラミングの体験など
- ☆家庭科、調理実習など
- ☆理科、各種実験への参加など
- ☆音楽、合唱、合奏など
- ☆特別活動、朝の会、など

事前打合せ



具体例

実際に授業を行う予定の教室で、打合せを行うことを提案し、実際の活動場所や座席の配置などを考えながら、活動の詳細を計画していた。

地域の防災訓練に参加したときに、保護者が感じたことを話題にした。

障害のある子どもが、口頃から使っているジェスチャーを用いて、「元気です。」と伝える際に、交流籍校の子どもたちにも、そのジェスチャーを紹介することを提案した。

自己紹介カードを互いに作成することを確認した。自己紹介カードの交換を授業中ではなく、あえて休み時間に設定することで、子ども同士の自然なかかわりが期待できることを確認した。

初めての場所が苦手な児童で、自分の居場所と分かることが、落ち着いて参加するための支援の一つであることを確認した。自分の居場所と分かるための工夫として、靴箱・机・ロッカー等を用意してもらい、名札を貼ることを提案した。また、「○さんようこそ」など歓迎の言葉を掲示してもらい、温かい雰囲気作りをすることを計画した。

インターネットを活用してのオンラインで事前打合せを行った。昨年も居住地校交流を行った児童だったので、それぞれの旧担任にも冒頭参加してもらい、新担任を紹介してもらった。居住地校交流当日も、インターネットを活用してのオンラインで行うことを考えていたので、教室の写る範囲や、声の大きさなども含めて事前に確認した。

★1 事前打合せ用シート									
担当: (年組任)									
居住地校交流実施校									
立	学校	交流学級	年 組	(名)					
電話			担任 先生						
FAX									
交流児童生徒について									
静岡県立 〇〇特別支援学校	学部	年	(学年)	氏名	男・女				
【交流児童生徒】									
交流に対する 思い									
好きなこと									
得意なこと									
コミュニケーションの方法									
必要な支援や 協力の仕方									
交流場面で 期待する姿									
これまでの 交流について	交流開始	年生	年間実施回数	回	活動時間	～			
活動内容									
今年度の実施計画にあたって									
希望する 時期・日程									
活動内容案									
当日に向けた 必要な準備	事前学習として取り組むこと・自己紹介の仕方・学校の児童生徒への紹介・机や机置の準備など								
その他 確認したい ことなど	片側機、事後指導、間接的な交流(おたよりの共有など)について								

資料1 事前打合せシート (例)

219C2) 図形指導 (3)

内 容	・交流児童生徒の様子や支援方法 ・係分担 ・当日のスケジュールや活動内容の確認 ・自己紹介カード作成 ・学校、学級紹介の DVD 等の作成
留意点 等	・互いの児童生徒が、当日の活動に見通しや期待感をもって取り組めるようにします。 ・交流児童生徒や交流学級の様子について具体的な資料を用意し、ねらいや目標、当日の学習内容を確認します。 ・交流籍校では、障害理解教育を計画的に進め、交流児童生徒の障害特性や配慮事項を確認します。そこでは、障害そのものを取り上げるのではなく、「得意なことや苦手なことは何か」「どのような接し方が良いか」「どのようなときにどのような支援が必要か」など、児童生徒が具体的に理解できるようにします（障害の状態や特性に応じた配慮について、文部科学省「交流及び共同学習ガイド」P11～参照）。また、障害理解の先にある、自分との違い、多様を受け入れる心が育つような言葉掛けを心掛けるようにします。 - さらに、「交流籍」を活用することにより、地域生活における受け止め方や関わり方が変わり、地域づくりにつながることの価値についても理解できるようにします。 ・交流児童生徒が、初めての場所や相手との活動で日頃の力を発揮できるように、環境設定や支援方法を検討し、成長のステップとなるようにします。

事前学習
～ 実施例～



事前の打合せで、目標や学習内容が共有できたら、当日の学習がより充実する
ために、事前学習を行います。ここでは、特別支援学校と小・中学校それぞ
れの取組を紹介します。

＜特別支援学校＞

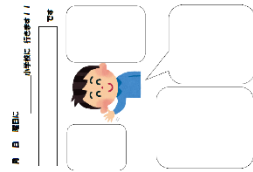
- ・交流籍校の様子（校舎や友達等）を写真で確認しました。その後、日時、めあて、当日の活動のスケジュール等を知り、交流籍校の友達に向けて、自己紹介カードを作りました。事前学習を行ったことで、当日は見通しをもって暮ら着いて活動に参加することができました。（知的障害特別支援学校）
- ・当日に行う国語の授業を、学習しておきました。当日は、自信を持って本読みをしたり、発表したりすることができました。（視覚特別支援学校）

＜小・中学校＞

- ・特別支援学校から郵送された、自己紹介カード（下記参照）を背
面黑板に掲示しておきました。子どもたちは休み時間に見たり、話したりして
当日を楽しみにするようになりました。当日は、自分から話しかけたり、誘っ
たりする姿が多く見られました。

- ・総合的な学習の時間を使って、交流児童生徒にインタビューしたいことや、一緒にやりたい活動などを考えました。当日は、伝わるように言葉を選んで発表し、交流児童生徒の生活や学校での様子を学ぶことができました。

＜自己紹介カード＞へ



△例△
↓
力
△学校紹介△



(4) 当日の学習活動について

実態に応じた活動

交流児童生徒の実態を把握し、「できること」や「楽しめること」「生活年齢相応のこと」などの活動内容を工夫することで、互いの児童生徒が関わり合いながら進んで取り組めるようにします。

見通しのある活動

児童生徒が互いに安心して活動できるように、活動の流れを分かりやすく提示します。例えば、予告方法の工夫やスケジュール表の作成、必要に応じた個別の指示の出し方などが考えられます。学級担任等は児童生徒の活動の様子を観察し、状況に応じて時間の調整や活動内容の変更を行うといった柔軟さも必要です。

互いに関わる活動

児童生徒同士が自然に触れ合えるように、授業時間だけでなく休み時間の過ごし方や関わり方を具体的に確認します。交流児童生徒には、自分の気持ちの表現方法や周囲への協力の求め方を確認しておき、必要な場面で発信できることが大切です。

間接交流について

集団への参加が難しい交流児童生徒や感染症等において直接交流ができない場合、間接的な交流も居住地校交流の手段として考えられます。



間接交流

～実施例～

令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止により、「交流籍」を活用した居住地校交流を断念せざるを得ない場合があります。予測不能な社会情勢にあっても、「共生・共育」実現のためには、「交流籍」を活用した居住地校交流について、工夫して取り組みたいところです。令和2年度、直接交流でなく、間接交流を工夫した学校が多数見られました。ここでは、その間接交流の実施例を一部紹介します。

インターネットを活用したオンライン交流

・インターネットを活用したオンライン交流の実施に当たり、まず在籍校、交流籍校のインターネット環境を確認しました。交流籍校においては、教室内でカメラの写る範囲や声を拾う範囲などを確認したり、在籍校においては、交流児童生徒が相手に伝わる声の大きさやカメラへの写り方など、インターネットを活用したオンラインに事前に慣れたいたりしました。当日は、国語「秋のたのしみ」という題材で、それぞれで作った短歌を発表し合い、互いに同年代の友達の感性や意見を聞く貴重な体験ができました。(視覚特別支援学校)

・音楽の授業で、「うみ」の合唱と、「キラキラ星」の合奏に取り組みしました。事前に交流児童生徒は練習をしておいたので、一緒に歌ったり、楽器を鳴らしたりすることができました。画面を通じてですが、集団ならではの迫力ある歌声や演奏に触れることができました。(知的障害特別支援学校)

図画工作や美術の共同作品作り

・「手形をつかって、大きな木を作ろう」という共同制作を行いました。まずは、交流籍校の児童生徒が自分の手形を取り、模造紙の木の枠に貼っていきます。その後、在籍校の児童生徒も同じように取り組み、あらかじめ受け取っていた大きな木に貼り付け完成させました。作品のやりとり時には、経過の写真を見合うことで、一緒に達成感をあげることができました。(知的特別支援学校)

他にも、図画工作や美術の作品の感想交換、ビデオレター、手紙のやりとりなどの間接交流が行われました。

表2 学習指導要領新旧対応表（幼・小・中・高等学校）

	【旧】 平成20年3月／平成21年3月告示	【新】 平成29年3月／平成30年3月告示
幼稚園 教育要領	第3章第1 2(3) 幼児の社会性や豊かな人間性をはぐくむため、地域や幼稚園の実態等により、特別支援学校などの障害のある幼児との活動を共にする機会を積極的に設けるよう配慮すること。	第1章第6 3 地域や幼稚園の実態等により、幼稚園間に加え、保育所、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校などとの間の連携や交流を図るものとする。特に幼稚園教育と小学校教育の円滑な接続のため、幼稚園の幼児と小学校の児童との交流の機会を積極的に設けるようにするものとする。また、障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習の機会を設け、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むよう努めるものとする。
小学校 学習指導 要領	第1章第4 2(12) 学校がその目的を達成するため、地域や学校の実態等に応じ、家庭や地域の人々の協力を得るなど家庭や地域社会との連携を深めること。また、小学校間、幼稚園や保育所、中学校及び特別支援学校などとの間の連携や交流を図るとともに、障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習や高齢者などとの交流の機会を設けること。	第1章第5 2 ア 学校がその目的を達成するため、学校や地域の実態等に応じ、教育活動の実施に必要な人的又は物的な体制を家庭や地域の人々の協力を得ながら整えるなど、家庭や地域社会との連携及び協働を深めること。また、高齢者や異年齢の子供など、地域における世代を越えた交流の機会を設けること。 イ 他の小学校や、幼稚園、認定こども園、保育所、中学校、高等学校、特別支援学校などとの間の連携や交流を図るとともに、障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習の機会を設け、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むようにすること。
中学校 学習指導 要領	第1章第4 2(14) 学校がその目的を達成するため、地域や学校の実態等に応じ、家庭や地域の人々の協力を得るなど家庭や地域社会との連携を深めること。また、中学校間や小学校、高等学校及び特別支援学校などとの間の連携や交流を図るとともに、障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習や高齢者などとの交流の機会を設けること。	第1章第5 2 ア 学校がその目的を達成するため、学校や地域の実態等に応じ、教育活動の実施に必要な人的又は物的な体制を家庭や地域の人々の協力を得ながら整えるなど、家庭や地域社会との連携及び協働を深めること。また、高齢者や異年齢の子供など、地域における世代を越えた交流の機会を設けること。 イ 他の中学校や、幼稚園、認定こども園、保育所、小学校、高等学校、特別支援学校などとの間の連携や交流を図るとともに、障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習の機会を設け、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むようにすること。
高等学校 学習指導 要領	第1章第5款 5(14) 学校がその目的を達成するため、地域や学校の実態等に応じ、家庭や地域の人々の協力を得るなど家庭や地域社会との連携を深めること。また、高等学校間や中学校、特別支援学校及び大学などとの間の連携や交流を図るとともに、障害のある幼児児童生徒などとの交流及び共同学習や高齢者などとの交流の機会を設けること。	第1章第6款 2 ア 学校がその目的を達成するため、学校や地域の実態等に応じ、教育活動の実施に必要な人的又は物的な体制を家庭や地域の人々の協力を得ながら整えるなど、家庭や地域社会との連携及び協働を深めること。また、高齢者や異年齢の子供など、地域における世代を越えた交流の機会を設けること。 イ 他の高等学校や、幼稚園、認定こども園、保育所、小学校、中学校、特別支援学校及び大学などとの間の連携や交流を図るとともに、障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習の機会を設け、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むようにすること。

-32-

(5) 事後学習について

内 容	・写真やビデオでの振り返り ・ビデオレターの作成 ・文章や写真などにまとめた感想の発表 ・手紙やメッセージカード、プレゼントの作成
留意点 等	・互いの児童生徒がビデオや写真などで当日を振り返ったり、手紙やプレゼントを通じて間接的な関わりができたこと で、次の居住地域交流への意欲につながります。 ・保護者に対しては、学級・学年日より等を活用して情報発信をし、理解を深めていきます。

(6) 評価と改善

互いの学級担任等が、交流及び共同学習における「児童生徒のあらわれと変容」「活動内容や支援方法の工夫」「学校間の連携に向けた取組」などを振り返って整理をし、次の交流及び共同学習や授業につなげていきます。在籍校においては、交流児童生徒の個別の指導計画等に成果や課題を反映すること、保護者との共通理解を図ります。

他にも、事前の打ち合わせや事前・事後学習の回数と内容、互いの連絡調整の仕方等を含めた成果や課題を整理し、在籍校がまとめます。

(7) 引き継ぎについて

〈在籍校〉

- ・個々の目標については、個別の教育支援計画や個別の指導計画にまとめます。
- ・実施の手続きに関する資料は、交流籍校ごと若しくは、個々のファイルごとにまとめます。

〈交流籍校〉

- ・打合せで使った資料など、一つのファイルにまとめておくと、次年度の担当教員がイメージしやすく、便利です。



-31-

表3 学習指導要領解説（幼）一部抜粋

	【新】 平成29年3月／平成30年3月告示
幼稚園 教育要領 解説	第1章第6節 3 …障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習の機会を設け、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むよう努めることが大切である。 幼児が障害のある幼児と活動を共にすることは、幼児が将来、障害者に対する正しい理解と認識を深めるばかりでなく、仲間として気持ちが通じ合うことを実感するなど、視野を広げる上で有意義な機会となることが期待される。このような活動が、それぞれの幼児にとって意義のある体験となるためには、例えば、連絡会を設け、幼稚園と幼稚園の教師が互いの情報や意見を十分に交換するなど、相互の連携を図りながら、組織的に計画的・継続的な活動に取り組むことが重要である。…

表4 学習指導要領解説 総則編（小・中・高等学校）一部抜粋

	【新】 平成29年3月／平成30年3月告示
小学校 学習指導 要領解説 総則編	第3章第5節 2② （略）障害者基本法第16条第3項にも規定するとおり、障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習は、児童が障害のある幼児児童生徒とその教育に対する正しい理解と認識を深めるための絶対的機会であり、同じ社会に生きる人間として、お互いを正しく理解し、共に助け合い、支え合って生きていくことの大切さを学ぶ場でもあると考えられる。特別支援学校との交流の内容としては、例えば、学校行事や学習を中心に活動を共にする直接的な交流及び共同学習のほか、文通や作品の交換といった間接的な交流及び共同学習が考えられる。なお、交流及び共同学習の実施に当たっては、双方の学校同士が十分に連絡を取り合い、指導計画に基づく内容や方法を事前に検討し、各学校や障害のある幼児児童生徒一人一人の実態に応じた様々な配慮を行うなどして、組織的に計画的、継続的な交流及び共同学習を実施することが大切である。また、特別支援学級の児童との交流及び共同学習は、日常の様々な場面で活動を共にすることが可能であり、双方の児童の教育的ニーズを十分に把握し、校内の協力体制を構築し、効果的な活動を設定することなどが大切である。（略）
中学校 学習指導 要領解説 総則編	第7章第2節 2② （前略）障害者基本法第16条第3項にも規定するとおり、障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習は、生徒が障害のある幼児児童生徒とその教育に対する正しい理解と認識を深めるための絶対的機会であり、同じ社会に生きる人間として、お互いを正しく理解し、共に助け合い、支え合って生きていくことの大切さを学ぶ場でもあると考えられる。特別支援学校との交流の内容としては、例えば、学校行事や学習を中心に活動を共にする直接的な交流及び共同学習のほか、文通や作品の交換といった間接的な交流及び共同学習が考えられる。なお、交流及び共同学習の実施に当たっては、双方の学校同士が十分に連絡を取り合い、指導計画に基づく内容や方法を事前に検討し、各学校や障害のある幼児児童生徒一人一人の実態に応じた様々な配慮を行うなどして、組織的に計画的、継続的な交流及び共同学習を実施することが大切である。（後略）

-33-

表5 学習指導要領解説 特別活動編（小・中・高等学校）一部抜粋

	【新】 平成29年3月／平成30年3月告示
小学校 学習指導 要領 特別活動 編	第4章第2節 4（2） 交流及び共同学習については、（中略）特別支援学校などとの間の連携や交流を図るとともに、障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習の機会を設け、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むようにすること。」と示されている。交流や共同学習は、学校教育全体で行うものであるが、特別活動については、その目標を実現する上で、多様な人々との交流や対話などは大変重要な意義をもつ。（中略）さらに、近隣の特別支援学校の在籍児童生徒と、集会活動の計画を一緒に話し合ったり、実践したりするなどの共同学習を行うことができる。児童は、このような交流や共同学習を通して、多様な人々の存在に気付いたり、共に力を合わせて生活したりすることの大切さを学ぶことができる。また、幼児や高齢者、障害のある人々や障害のある幼児児童生徒と協働して交流したり、学習したりすることによって、児童一人一人が多様性を尊重しながら力を合わせて生活する態度を身に付けることができる。（後略）
中学校・ 高等学校 学習指導 要領 特別活動 編	第4章第2節 4（中） 第4章第2節 5（高） 交流及び共同学習については、（中略）特別支援学校などとの間の連携や交流を図るとともに、障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習の機会を設け、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むようにすること。」と示されている。交流や共同学習は、学校教育全体で行うものであるが、特別活動については、その目標を実現する上で、多様な人々との交流や対話などは大変重要な意義をもつ。（中略）近隣の特別支援学校の児童生徒と、生徒会活動や学校行事において共同学習をすることもできる。生徒は、このような交流や共同学習を通して、自他の尊重と共に力を合わせて生活することの大切さを学ぶことができる。（後略）

表6 学習指導要領 新旧対応表（特別支援学校）

	【旧】 平成21年3月告示	【新】 平成29年4月／平成31年2月告示
特別支援 学校 幼稚園 教育要領	第3章第1 11 幼児の経験を広めて積極的な態度を養い、社会性や豊かな人間性をはぐくむために、学校生活全体を通じて、幼稚園の幼児などと活動を共にすることを計画的、組織的に行うとともに、地域の人々などと活動を共にする機会を積極的に設けること。	第1章第7 4 学校や地域の実態等により、特別支援学校間に加え、保育所、幼保連携型認定こども園、幼稚園、小学校、中学校及び高等学校などとの間の連携や交流を図るものとする。特に幼稚園における教育と小学部における教育又は小学校教育の円滑な接続のため、幼稚園の幼児と小学部又は小学校の児童との交流の機会を積極的に設けるようにするものとする。また、障害のない幼児児童生徒との交流及び共同学習の機会を設け、組織的かつ計画的に行うものとし、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むよう努めるものとする。

-34-

特別支援 学校 小学部・ 中学部 学習指導 要領	第1章第2節第4 1(6) 学校がその目的を達成するため、地域や学校の実態等に応じ、家庭や地域の人々の協力を得るなど家庭や地域社会との連携を深めること。また、学校相互の連携や交流を図ることにも努めること。特に、児童又は生徒の経験を広めて積極的な態度を養い、社会性や豊かな人間性をはぐくむために、学校の教育活動全体を通じて、小学校の児童又は中学校の生徒などと交流及び共同学習を計画的、組織的に行うとともに、地域の人々などと活動を共にする機会を積極的に設けること。	第1章第6節 2(2) 他の特別支援学校や、幼稚園、認定こども園、保育所、小学校、中学校、高等学校などとの間の連携や交流を図るとともに、障害のない幼児児童生徒との交流及び共同学習の機会を設け、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むようにすること。 特に、小学部の児童又は中学部の生徒の経験を広げて積極的な態度を養い、社会性や豊かな人間性を育むために、学校の教育活動全体を通じて、小学校の児童又は中学校の生徒などと交流及び共同学習を計画的、組織的に行うとともに、地域の人々などと活動を共にする機会を積極的に設けること。
特別支援 学校 高等部 学習指導 要領	第1章第2節第4款 3(6) 学校がその目的を達成するため、地域や学校の実態等に応じ、家庭や地域の人々の協力を得るなど家庭や地域社会との連携を深めること。また、学校相互の連携や交流を図ることにも努めること。特に生徒の経験を広めて積極的な態度を養い、社会性や豊かな人間性をはぐくむために、学校の教育活動全体を通じて、高等学校の生徒などと交流及び共同学習を計画的、組織的に行うとともに、地域の人々などと活動を共にする機会を積極的に設けること。	第1章第2節第6款 2(2) 他の特別支援学校や、幼稚園、認定こども園、保育所、小学校、中学校、高等学校及び大学などとの間の連携や交流を図るとともに、障害のない幼児児童生徒との交流及び共同学習の機会を設け、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むようにすること。 特に、高等部の生徒の経験を広げて積極的な態度を養い、社会性や豊かな人間性を育むために、学校の教育活動全体を通じて、高等学校の生徒などと交流及び共同学習を計画的、組織的に行うとともに、地域の人々などと活動を共にする機会を設けること。

表7 学習指導要領解説 総則等編 (特別支援学校) 一部抜粋

	【旧】 平成21年3月告示	【新】 平成29年4月／平成31年2月告示
特別支援 学校 幼稚部 教育要領	第2編第3章第2節 10 (前略) なお、平成16年6月の障害者基本法の改正によって、第14条第3項に交流及び共同学習を積極的に進め、相互理解を促進することが規定された。(後略)	第2編第2章第8節 4 (前略) なお、平成25年6月に障害者基本法が改正された。その第16条第3項には、引き続き、交流及び共同学習を積極的に進め、相互理解を促進することが規定されている。(中略) なお、交流及び共同学習の実施に当たっては、双方の学校や園同士が十分に連絡を取り合い、指導計画に基づく内容や方法を事前に検討し、各学校や障害のある幼児一人一人の実態に応じた様々な配慮を行うなどして、計画的、組織的に継続した活動を実施することが大切である。

-35-

	【新】 平成29年4月／平成31年2月告示
特別支援 学校 小学部・ 中学部 学習指導 要領	第3編第2章第6節 2(2) (前略) 特別支援学校や小・中学校等が、それぞれの学校の教育課程に位置付けて、障害のある者となない者が共に活動する交流及び共同学習は、障害のある児童生徒の経験を広め、社会性を養い、豊かな人間性を育てる上で、大きな意義を有しているとともに、双方の児童生徒にとって、意義深い教育活動であることが明らかになってきている。また、平成23年8月の障害者基本法の改正によって、第16条第3項に「国及び地方公共団体は、障害者である児童及び生徒と障害者でない児童及び生徒との交流及び共同学習を積極的に進めることによって、その相互理解を促進しなければならない。」と規定されている。よって、今回の改訂においても、特別支援学校の児童生徒と小・中学校等の児童生徒などと交流及び共同学習を計画的、組織的に行うことを位置付けている。障害者である児童及び生徒と障害者でない児童及び生徒が一緒に参加する活動は、相互の触れ合いを通じて豊かな人間性を育むことを目的とする交流の側面と、教科等のねらいの達成を目的とする共同学習の側面があるものと考えられる。「交流及び共同学習」とは、このように両方の側面が一体としてあることをより明確に表したものである。したがって、この二つの側面を分かつたいものとして捉え、推進していく必要がある。交流及び共同学習は、児童生徒が他の学校の児童生徒と理解し合うための絶好の機会であり、同じ社会に生きる人間として、互いを正しく理解し、共に助け合い、支え合って生きていくことの大切さを学ぶ場でもあると考えられる。交流及び共同学習の内容としては、例えば、小・中学校等と学校行事やクラブ活動、部活動、自然体験活動、ボランティア活動などを合同で行ったり、文通や作品の交換、コンピュータや情報通信ネットワークなどを活用してコミュニケーションを深めたりすることなどが考えられる。これらの活動を通じ、学校全体が活性化するとともに、児童生徒が幅広い体験を得、視野を広げることにより、豊かな人間形成を図っていくことが期待される。なお、交流及び共同学習の実施に当たっては、双方の学校同士が十分に連絡を取り合い、指導計画に基づく内容や方法を事前に検討し、各学校や障害のある児童生徒一人一人の実態に応じた様々な配慮を行うなどして、計画的、組織的に継続した活動を実施することが大切である。
特別支援 学校 高等部 学習指導 要領	第2編第2部第1章第7節 2(2) (前略) 特別支援学校や高等学校等が、それぞれの学校の教育課程に位置付けて、障害のある者となない者が共に活動する交流及び共同学習は、障害のある生徒の経験を広め、社会性を養い、豊かな人間性を育てる上で、大きな意義を有しているとともに、双方の生徒にとって、意義深い教育活動であることが明らかになってきている。また、平成23年8月の障害者基本法の改正によって、第16条第3項に「国及び地方公共団体は、障害者である児童及び生徒と障害者でない児童及び生徒との交流及び共同学習を積極的に進めることによって、その相互理解を促進しなければならない。」と規定された。よって、今回の改訂においても、特別支援学校の生徒と高等学校等の生徒などと交流及び共同学習を計画的、組織的に行うことを位置付けている。障害者である児童及び生徒と障害者でない児童及び生徒が一緒に参加する活動は、相互の触れ合いを通じて豊かな人間性を育むことを目的とする交流の側面と、教科等のねらいの達成を目的とする共同学習の側面があるものと考えられる。「交流及び共同学習」とは、このように両方の側面が一体としてあることをより明確に表したものである。したがって、この二つの側面を分かつたいものとして捉え、推進していく必要がある。交流及び共同学習は、生徒が他の学校の生徒と理解し合うための絶好の機会であり、同じ社会に生きる人間として、互いを正しく理解し、共に助け合い、支え合って生きていくことの大切さを学ぶ場でもあると考えられる。交流及び共同学習の内容としては、例えば、高等学校等と学校行事、クラブ活動や部活動、自然体験活動、ボランティア活動などを合同で行ったり、文通や作品の交換、コンピュータや情報通信ネットワークなどを活用してコミュニケーションを深めたりすることなどが考えられる。これらの活動を通じ、学校全体が活性化するとともに、生徒が幅広い体験を得、視野を広げることにより、豊かな人間形成を図っていくことが期待される。交流及び共同学習の実施に当たっては、双方の学校同士が十分に連絡を取り合い、指導計画に基づく内容や方法を事前に検討し、各学校や障害のある生徒一人一人の実態に応じた様々な配慮を行うなどして、組織的、計画的に継続した活動を実施することが大切である。

-36-

I 事前準備	
①	特別支援学校（級）担任と、事前に打ち合わせを行い、必要な情報を共有している。
②	障害のある子ども本人、保護者（家族）の思いや願いを知り、反映させる工夫をしている。
③	学級の子どもたちが障害のある子どもについて理解できるよう工夫している。（その子どもが好きなこと、苦手なこと、コミュニケーションの方法、必要な支援や協力の仕方を事前に伝える、等）
④	障害のある子どもが、学級に帰属意識をもてるよう工夫している。（靴箱・机・ロッカー等を用意、名簿や掲示物に氏名記載、等）
II 目標設定の工夫と学習活動の変更調整	
①	障害のある子どもと学級の子どもそれぞれの実態に応じて、交流及び共同学習の目標や教科領域の目標を設定し、目標に向かって取り組んでいる。
②	障害のある子どもが学習に取り組みやすいよう、活動の設定を工夫している。（参加する場面の設定、授業・学習活動の内容や方法の変更調整、等）
③	障害のある子ども、心理的・身体的負担を考慮した計画を行っている。
III 子どもの積極的参加のための活動の工夫	
①	障害のある子どもと学級の子どもたちが、相互に協力しながら取り組めるよう工夫している。（ペア学習、グループ学習、等）
②	障害のある子どもの実態に適した補助的教材や教員等を工夫している。
③	障害のある子どもも学級の子どもたちも理解しやすいように、情報を様々な方法で提示している。
④	障害のある子どもも学級の子どもたちも、活動の中で自分に合ったやり方を選んだり選択したりできるよう工夫している。
⑤	障害のある子どもも学級の子どもたちも自分の思いを表現できるよう、発表や表現の仕方を工夫している。
⑥	授業場面のみでなく、休み時間や生活場面でも、子ども同士が主体的にかかわりをもてるよう工夫している。
IV スタッフの役割と子どものサポート	
①	学級担任、特別支援学校（級）担任、支援員、保護者等かわる大人が、交流及び共同学習当日の役割を確認し、目標の達成に向けて取り組んでいる。
②	学級の子どもたちが多様性を尊重する心を育むことができるよう、学級担任自身がお手本となることを意識して障害のある子どもとかわっている。（直接的・間接的）
V 事後学習と評価	
①	交流及び共同学習の後に、学級の子どもたちがよかったことや感想等について振り返りができるよう工夫している。
②	交流及び共同学習の授業・学習活動についての学級担任自身や学級の子どもたちの振り返りを、次の計画に活かしている。
③	交流及び共同学習をより充実させるために、間接的な交流に取り組んでいる。（手紙や学級便りを用いる、学校行事のお知らせや招待、等）

遠藤麻衣子・齊藤山美子（2019）, 居住地校交流の充実をめざした実践事例の提案～実践事例の分析を通して、国立特別支援教育総合研究所研究紀要, 46, 69－83, より

